

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

監査公表

定期監査		
建設局及び区役所まちづくり整備課	…… (監査公表第17号)	1
財政援助団体等監査		
財政援助団体		
(北九州市道路利用者会議)		
(リバーサイドコンサート実行委員会)		
公の施設の指定管理者		
(公益社団法人北九州市シルバー人材センター)		
(東部緑地・里山を考える会共同体)	…… (監査公表第18号)	4
財政援助団体等監査		
出資団体		
(財団法人北九州市都市整備公社)	…… (監査公表第19号)	7
監査の結果に基づく措置状況		
環境局	…… (監査公表第20号)	18
財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況		
ひびき灘開発株式会社	…… (監査公表第21号)	25
監査の結果に基づく措置状況		
建設局、上下水道局及び区役所まちづくり整備課 (工事監査)	…… (監査公表第22号)	28
監査の結果に基づく措置状況		
環境局 (工事監査)	…… (監査公表第23号)	33
定期監査		
建設局及び区役所まちづくり整備課 (工事監査)	… (監査公表第24号)	35
定期監査		
建築都市局 (工事監査)	…… (監査公表第25号)	38
定期監査		
保健福祉局・区役所	…… (監査公表第26号)	47
財政援助団体等監査		
出資団体		
(社会福祉法人北九州市福祉事業団)	…… (監査公表第27号)	51
財政援助団体等監査		
財政援助団体		
(社会福祉法人北九州市社会福祉協議会)		
(北九州市地域福祉振興協会)		
公の施設の指定管理者		
(社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会)		
(社会福祉法人あすなろ学園)	…… (監査公表第28号)	65
監査の結果に基づく措置状況		
財政局	…… (監査公表第29号)	68
財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況		
北九州市土地開発公社	…… (監査公表第30号)	73
定期監査		
上下水道局	…… (監査公表第31号)	75
財政援助団体等監査		
財政援助団体		
(北九州市海外水ビジネス推進協議会)	…… (監査公表第32号)	78
行政監査の結果に基づく措置状況		
市が事務局となっている任意団体の事務について…	(監査公表第33号)	80

平成25年6月28日

北九州市監査委員	山	口	彰
同	廣	瀬	隆
同	日	野	雄
同	世	良	俊
			明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 山口 彰、同 大津 雅司（平成25年3月31日退任）、同 新上 健一（平成25年2月9日任期満了）、同 森 浩明（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、建設局及び区役所まちづくり整備課の平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年9月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成24年10月9日から平成25年2月1日まで

4 監査の結果

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

(1) 支出事務

ア タクシー乗車券の適正な使用について

(建設局水環境課)

タクシー乗車券の使用について、他の交通機関の利用が可能な時間帯であるにもかかわらず自宅と出張先の間を移動するために、タクシー乗車券を使用している例が複数見られた。

「タクシー乗車券の適正な使用及び管理について（平成9年3月31日付財政局長通知）」で通知された乗車券の使用基準を遵守し、適正な事務処理をされたい。

イ 補助金の額の確定について

(建設局管理課)

北九州市道路利用者会議に係る補助金の額の確定において、補助金の経費配分の基準が不明確であった。

市補助金等交付規則では、補助事業の実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合であるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定すると規定されている。

適正な補助金交付の観点からも費用負担の基準を明確にするよう事務処理をされたい。

ウ 北九州市公園愛護会助成金について

(建設局公園管理課)

公園愛護会助成金において、地域連合会から提出された決算書では、公園愛護会助成金交付要綱の規定による助成金の額を確定するための調査をするには不十分なものが見受けられる。

公園愛護会助成金交付要綱では、実績報告を受けた場合においては、その報告に係る助成事業の成果が、助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合するものであるときは、交付すべき助成金の額を確定すると規定されている。

必要な調査ができるよう、決算報告書記載内容及び添付資料の指導改善を図られたい。

(2) その他

ア 屋外広告物設置許可手数料の算定について

(建設局管理課)

屋外広告物設置許可手数料の算定について、手数料の額の計算基礎となる屋外広告物の面積の算定の方法において、同様な内容の広告物の面積の算定の仕方が区によって異なっているものが見受けられた。

北九州市屋外広告物条例や施行規則の適用に当たって、算定方法について統一の徹底を図られたい。

平成25年6月28日

北九州市監査委員	山口	彰
同	廣瀬	隆明
同	日野	雄二
同	世良	俊明

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 山口 彰、同 大津 雅司（平成25年3月31日退任）、同 新上 健一（平成25年2月9日任期満了）、同 森 浩明（同前）により行った。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている建設局所管団体のうち、次の2団体を抽出し、平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年9月まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（平成24年9月30日現在、単位：千円）

補助金等交付団体名称	補助金等名称	23年度 交付額	24年度 交付額	所管課
北九州市 道路利用 者会議	北九州市道路利用者会議 事業費補助金	761	880	管理課
リバーサ イドコン サート実 行委員会	リバーサイドコンサート開催 に伴う負担金	1,800	1,800	水環境課

※24年度交付額（ ）は、平成24年度交付決定額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている建設局所管の指定管理者のうち、次の2団体を抽出し、平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年9月まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名称	施設名	指定期間	所管課
公益社団法人北九州市シルバー人材センター	・自転車駐車場（21箇所） ・西小倉駅前自転車駐車場	平成21年4月1日～ 平成26年3月31日	管理課
東部緑地・里山を考える会 共同 体	・山田緑地 ・北九州市ほたる館	平成21年4月1日～ 平成26年3月31日	公園管理課

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成24年10月9日から平成25年2月1日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

北九州市監査委員	山	口	彰
同	廣	瀬	隆
同	日	野	雄
同	世	良	俊
			明

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 山口 彰、同 大津 雅司（平成25年3月31日退任）、同 新上 健一（平成25年2月9日任期満了）、同 森 浩明（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、財団法人北九州市都市整備公社を抽出し、平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年9月まで）の事業における出納その他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査をするとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成24年10月9日から平成25年2月1日まで

4 事業の概要及び監査の結果

(1) 事業の概要

ア 目的

財団法人北九州市都市整備公社（以下「公社」という。）は、公園等各種都市施設その他の施設の管理・運営及び維持保全事業を実施することにより、北九州市及びその周辺地域の都市機能の増進と公共の福祉の向上に寄与することを目的として、昭和48年4月1日に設立された法人である。

イ 現況

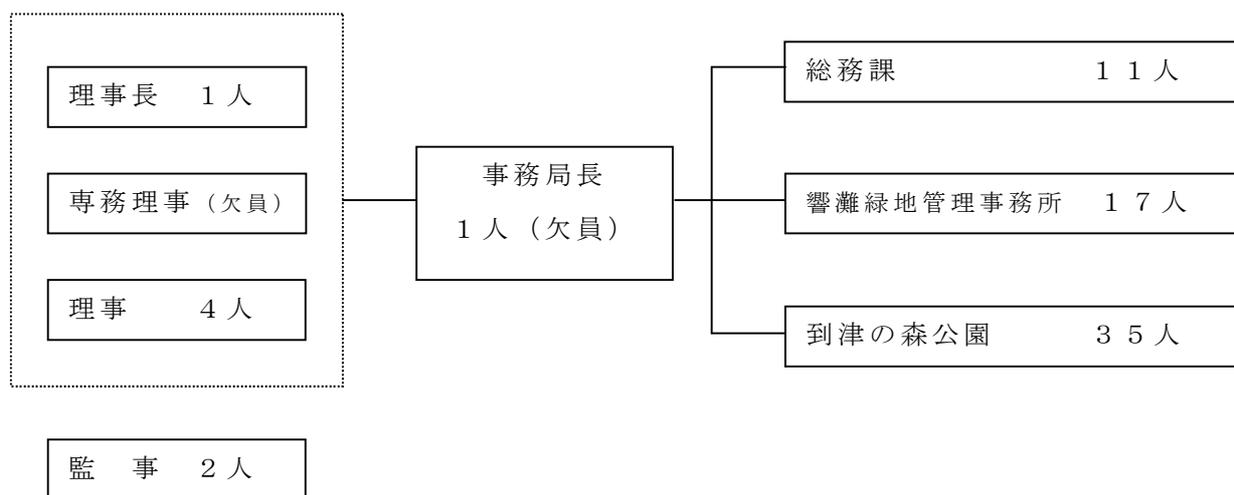
公社は、前記の事業目的を達成するため、市から公園の指定管理施設の管理運営を受託するとともに、自主事業として駐車場管理事業等を実施している。

業務実績、貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書は、表1、表2、表3及び表4のとおりである。

ウ 組織

公社の組織及び職員数は、次のとおりである。

(平成24年9月30日現在)



エ 市との関係

市は、公社の基本財産２億円を全額出捐するほか、到津の森公園及び響灘緑地の管理運営について、公社を指定管理者としている。

平成２３年度、市は公社に委託料５億１，５４５万円を支出している。

また、平成２４年度は９月末までに委託料２億６４７万円を支出している。

(２) 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

公社の平成２３年度の収支状況は、△５，０１４万円となっている。

公社は、これまで、公園、街路樹等の維持管理及び有料公園の管理・運営を実施することにより、北九州市及びその周辺地域の都市機能の増進と公共の福祉の向上に寄与することを目的として事業を展開してきたが、北九州市の外郭団体経営改革プランに沿って、公園施設等維持管理業務などの受託事業は平成２２年３月末に終了しており、経営を取り巻く環境は大きく変化してきている。

今後は、受託事業の減少に伴い指定管理事業と直営事業を中心とした事業内容となる。については、より効率的な経営に努めるとともに、事業規模の縮小に対応した組織体制を確立し、一層の市民サービスの向上に努めることを期待する。

表1 業務の実績（平成23年度）

1 受託事業

事業名	主な事業内容	受託費 (千円)
動物サポーター事業	到津の森公園での飼育動物のえさの調達、動物サポーター寄付者に対するパスポート等の発行及び管理等の業務	20,996
教育プログラム事業	到津の森公園での遠足訪問校向けプログラムや小学校の先生向け研修等の学習プログラム策定及び実施業務	8,500
旭山動物園ライブ映像管理運営事業	到津の森公園での旭山動物園とのライブ映像配信に伴う機器の点検等管理運営業務	1,324
到津の森公園魅力向上事業	10周年を迎え、新しいイメージの醸成や園内表示等のリニューアル企画・実施業務	20,000
マダガスカルの稀少動物保護に係る教材作成業務	マダガスカルで進める国際協力事業に関する教材作成業務	453

2 指定管理事業

事業名	主な事業内容	入園者数 (人)	使用料徴収額 (千円)	事業費 (千円)
響灘緑地管理運営事業	響灘緑地の管理運営	366,695	50,504	486,906
到津の森公園・ひびき動物ワールド管理運営事業		418,698	224,239	414,658
到津の森公園管理運営事業	到津の森公園施設の管理運営	349,315	215,136	362,822
ひびき動物ワールド管理運営事業	ひびき動物ワールド施設の管理運営	69,383	9,103	51,836

3 直営事業

事業名	主な事業内容	月極駐車場 収容台数 (台)	収入金額 (千円)	事業費 (千円)
駐車場管理事業	月極駐車場の運営	1,156	71,181	61,285
有料公園広報活動事業	公社本部と各有料公園が連携を図り、効率的・効果的な広報活動及びイベント等の実施	—	—	681

表2 貸借対照表

(平成24年3月31日現在、単位：円)

科 目	平成23年度	平成22年度	差 引
	決 算 額 (a)	決 算 額 (b)	(a)-(b)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	255,498,413	247,551,239	7,947,174
未収金	50,524,589	27,542,163	22,982,426
貸倒引当金			
有価証券			
前払金	1,620	103,603	△101,983
商品	601,307	688,859	△87,552
流動資産合計	306,625,929	275,885,864	30,740,065
2. 固定資産			
①基本財産			
定期預金	3,918,000	3,918,000	0
普通預金	0	0	0
投資有価証券	196,082,000	196,082,000	0
基本財産合計	200,000,000	200,000,000	0
②特定資産			
財政積立資産	150,000,000	200,000,000	△50,000,000
経営安定化積立資産	105,462,000	105,462,000	0
退職給付引当資産	136,439,471	118,079,045	18,360,426
10周年事業積立資産	5,000,000	0	5,000,000
減価償却引当資産	40,188,000	38,188,000	2,000,000
特定資産合計	437,089,471	461,729,045	△24,639,574
③その他固定資産			
構築物	94,095,781	94,894,082	△798,301
構築物減価償却累計額	△74,786,920	△71,128,217	△3,658,703
車両運搬具	3,047,000	3,047,000	0
車両運搬減価償却累計額	△2,832,227	△2,707,822	△124,405
工具器具及び備品	41,208,539	39,985,341	1,223,198
工具器具及び備品減価償却累計額	△37,976,758	△35,588,314	△2,388,444
無形固定資産	2,499,000	2,299,500	199,500
無形固定資産減価償却累計額	△1,543,500	△1,043,700	△499,800
電話加入権	0	674,856	△674,856
敷金	15,726,576	15,726,576	0
その他固定資産合計	39,437,491	46,159,302	△6,721,811
固定資産合計	676,526,962	707,888,347	△31,361,385
資産合計	983,152,891	983,774,211	△621,320

(平成24年3月31日現在、単位：円)

科 目	平成23年度 決 算 額 (a)	平成22年度 決 算 額 (b)	差 引 (a)-(b)
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	120,392,584	87,880,104	32,512,480
前受金	5,231,000	5,272,000	△41,000
預り金	1,414,443	21,716,828	△20,302,385
流動負債合計	127,038,027	114,868,932	12,169,095
2. 固定負債			
退職給付引当金	136,439,471	118,079,045	18,360,426
敷金	15,726,576	15,726,576	0
駐車場預り保証金	18,990,000	0	18,990,000
固定負債合計	171,156,047	133,805,621	37,350,426
負債合計	298,194,074	248,674,553	49,519,521
III 正味財産			
1. 指定正味財産			
寄付金	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	684,958,817	735,099,658	△50,140,841
(うち基本財産への充当額)	(200,000,000)	(200,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(295,650,000)	(343,650,000)	(0)
正味財産合計	684,958,817	735,099,658	△50,140,841
負債及び正味財産合計	983,152,891	983,774,211	△621,320

表3 正味財産増減計算書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日、単位：円)

科 目	平成23年度	平成22年度	差 引
	決 算 額 (a)	決 算 額 (b)	(a)-(b)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	1,610,970	1,610,970	0
② 特定資産運用益	1,287,432	2,240,976	240,543
③ 事業収益	946,496,882	952,008,092	△5,511,210
駐車場事業収益	71,180,645	84,332,456	△13,151,811
到津の森公園事業収益	338,627,623	317,709,221	20,918,402
ひびき動物ワールド事業収益	49,892,450	50,777,050	△884,600
響灘緑地事業収益	486,796,164	499,189,365	△12,393,201
④ 他会計負担金収益	9,084,769	10,237,147	△1,152,378
⑤ 受取会費	8,965,000	7,514,000	1,451,000
⑥ 雑収益	10,876,642	10,521,473	355,169
⑦ 他会計からの繰入金	7,442,023	9,090,322	△1,648,299
経常収益計	985,763,718	993,222,980	△7,459,262
(2) 経常費用			
① 事業費	698,401,221	698,817,005	△415,784
駐車場事業費	60,214,789	80,065,625	△19,850,836
到津の森公園事業費	224,395,335	203,582,644	20,812,691
ひびき動物ワールド事業費	51,729,268	50,190,915	1,538,353
響灘緑地事業費	362,061,829	364,977,821	△2,915,992
② 管理費	326,908,456	329,277,976	△2,369,520
一般会計	72,441,541	69,747,485	2,694,056
到津の公園事業	131,236,516	133,654,853	△2,418,337
響灘緑地事業	123,230,399	125,875,638	△2,645,239
③ 他会計への繰出額	7,442,023	9,090,322	△1,648,299
経常費用計	1,032,751,700	1,037,185,303	△4,433,603
当期経常増減額	△46,987,982	△43,962,323	△3,025,659

(平成23年4月1日～平成24年3月31日、単位：円)

科 目	平成23年度 決 算 額 (a)	平成22年度 決 算 額 (b)	差 引 (a)-(b)
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 固定資産売却損	88,282	0	88,282
② 固定資産除却損	3,064,577	231,215	2,833,362
経常外費用計	3,152,859	231,215	2,921,644
当期経常外増減額	△3,152,859	△231,215	△2,921,644
当期一般正味財産増減額	△50,140,841	△44,193,538	△5,947,703
一般正味財産期首残高	735,099,658	779,293,196	△44,193,538
一般正味財産期末残高	684,958,817	735,099,658	△50,140,841
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	684,958,817	735,099,658	△50,140,841

表4 キャッシュ・フロー計算書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日、単位：円)

科 目	平成23年度	平成22年度	差 引
	決 算 額 (a)	決 算 額 (b)	(a)-(b)
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	△50,140,841	△44,193,538	△5,947,303
2. キャッシュ・フローへの調整額			
① 減価償却費	5,357,881	9,097,586	△3,739,705
② 固定資産除却損	3,064,577	231,215	2,833,362
③ 固定資産売却損	88,282	0	88,282
④ 退職給付引当金の増減額	18,360,426	10,268,592	8,091,834
⑤ 商品の増減額	87,552	△24,758	112,310
⑥ 未収金の増減額	△22,982,426	△8,115,157	31,097,583
⑦ 未払金の増減額	32,512,480	△243,888,848	276,401,328
⑧ 前受金の増減額	△41,000	△1,455,500	1,414,500
⑨ 前払金の増減額	101,983	△166,026	268,009
⑩ 預り金の増減額	△1,312,385	△1,578,330	265,945
小 計	35,237,370	△235,631,226	270,868,596
3. 指定正味財産からの振替額	0	0	0
指定正味財産からの増加収入計	0	0	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	△14,903,471	△279,824,764	264,921,293
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
① 固定資産取崩収入	50,000,000	0	50,000,000
特定資産取崩収入	50,000,000	0	50,000,000
② 固定資産売却収入	2,121	0	2,121
固定資産売却収入	2,121	0	2,121
③ 敷金・保証金戻り収入	0	0	0
敷金・保証金戻り収入	0	0	0
投資活動収入計	50,002,121	0	50,002,121
2. 投資活動支出			
① 特定資産取得支出	25,360,426	12,268,592	13,091,834
特定資産取得支出	25,360,426	12,268,592	13,091,834
② 固定資産取得支出	1,791,050	1,503,600	287,450
固定資産取得支出	1,791,050	1,503,600	287,450
③ 敷金支出	0	0	0
敷金支出	0	0	0
投資活動支出計	27,151,476	13,772,192	13,379,284
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,850,645	△13,772,192	36,622,837

(平成23年4月1日～平成24年3月31日、単位：円)

科 目	平成23年度 決 算 額 (a)	平成22年度 決 算 額 (b)	差 引 (a)-(b)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0	0
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額	7,947,174	△293,596,956	301,544,130
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高	247,551,239	541,148,195	△293,596,956
Ⅶ 現金及び現金同等物の期末残高	255,498,413	247,551,239	7,947,174

資料 財団法人北九州市都市整備公社

北九州市監査委員	山	口	彰
同	廣	瀬	隆
同	日	野	雄
同	世	良	俊
			明

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査

2 措置を講じた局等

環境局

3 監査の期間

平成24年7月27日から平成24年11月15日まで

4 監査公表の時期

平成25年2月8日（平成25年監査公表第4号）

5 監査の結果に基づく措置状況

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 支出事務</p> <p>(ア) <u>補助金について</u></p> <p>(環境未来都市推進室)</p> <p>北九州市民間建築物屋上緑化補助金において、補助金交付要綱で補助率等が明記されているにもかかわらず要綱どおりの補助金の交付決定をしていないものや補助金交付額決定通知書に補助対象事業経費を明記していないものが見られた。</p> <p>自然環境保全活動支援事業補助金において、実施要綱に補助率等が明記されていないなど、補助金の交付金額の決定過程が十分に明確になっていないものが見られた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>市民間建築物屋上緑化補助金については、指摘を受け、補助金交付要綱第5条の規定を改正し、補助交付対象団体数について現行の水準を確保したかったが、指摘時点で既に平成24年度の募集を開始しており、改正できなかつたため、要綱の補助率等の規定に則り、補助金交付を決定した。</p> <p>また、補助交付額決定通知書の記載事項として補助対象経費を明記していなかったことについても、指摘時点以降で改修することが可能な「(第9号様式)市民間建築物屋上緑化補助金交付額確定通知書」において、明記するよう対応した(平成25年3月29日通知済)。</p> <p>なお、平成25年度以降の当該事業については、事業見直しの結果、事業廃止した。</p> <p>自然環境保全活動支援事業補助金については、平成25年度実施分より、実施要綱に補助率等を明記することや審査基準を明確にすることなど、交付金額の決定過程の透明性を向上させる。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 支出事務</p> <p>(イ) <u>タクシー乗車券の適正な使用について</u></p> <p>(業務課)</p> <p>タクシー乗車券の使用について、他の交通機関の利用が可能な時間帯であるにもかかわらず業務終了後の帰宅や自宅から出張先へ直行するために、タクシー乗車券を使用している例が複数見られた。</p> <p>「タクシー乗車券の適正な使用及び管理について（平成9年3月31日付財政局長通知）」で通知された乗車券の使用基準では、深夜勤務等の事情により他の交通機関の利用が困難な場合等で、乗車券管理者が特に必要と認めるときとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>1 指摘に沿った改善是正</p> <p>今回の指摘を受けて、平成24年12月の事務改善会議において「タクシー乗車券の適正な使用及び管理について（平成9年3月31日付財政局長通知）」で通知された乗車券の使用基準を遵守するよう職員に周知を行った。</p> <p>2 制度面での恒久的措置及び職員への周知</p> <p>今後も適宜、事務改善会議等で職員に周知し、使用基準に沿ってより適正に処理していく。</p>
<p>イ 契約事務</p> <p>(ア) <u>北九州市エコタウンセンターについて</u></p> <p>(環境未来都市推進室)</p> <p>北九州市エコタウンセンター(以下、「エコタウンセンター」という。)の指定管理者による施設維持管理について、市の承諾なしに再委託され、再委託先からさらに再委託されているものが認められた。</p> <p>市と指定管理者とで締結された「エコタウンセンターの管理運営に関する基本協定書」では、第三者に本業務の一部を委託する場合は、事前に市の承</p>	<p>1 指摘に沿った改善是正</p> <p>指摘事項については、平成24年11月に指定管理者であるひびき灘開発(株)から運營業務の再委託についての承認願いを提出させ、同年11月に市から承認の通知を行った。</p> <p>2 制度面での恒久的措置</p> <p>平成25年度以降も、第三者に業務実施を委託する場合には、事前に市か</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>諾を受けるものとしている。</p> <p>指定管理者による業務の実情を把握した上で、適切な指導管理に基づく事務処理をされたい。</p>	<p>ら承諾を受けるよう指導した。</p> <p>3 職員への周知</p> <p>事務改善会議等で「業務委託契約事務の手引き」「監査で指摘を受けないための必見マニュアル」「業務マニュアル」などを活用して、再発防止に向けた事務処理の確認を行う。</p>
<p>イ 契約事務</p> <p>(イ) <u>委託契約事務について(その1)</u></p> <p>(循環社会推進課)</p> <p>委託契約事務において、①随意契約(特命)しているにもかかわらず業務の大部分を再委託しているもの、②随意契約(特命)の理由に合理性が認められないものなど不適正な事務処理が認められた。</p> <p>業務委託契約事務の手引きでは、委託業務の全部又は主たる部分や全体の履行に関する管理の部分については原則として再委託はできないとされている。さらに、随意契約により契約を締結する場合は、合理的な理由のある場合に限定し、安易に随意契約によって契約をしないようにするものとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>1 指摘に沿った改善是正</p> <p>①について、「北九州市民環境パスポート事業運営業務委託」については、「北九州市民環境パスポートシール事業の運営経費の管理に関する業務」(以下「経費管理業務」という。)および「北九州市民環境パスポートセンターの運営」(以下「運営業務」という。)に関する業務について、市から北九州市民環境パスポート運営協議会(以下「運営協議会」という。)に委託を行い、その後「運営業務」のみ運営協議会から民間団体に再委託を行っているところであるが、平成25年度以降の契約においては、「経費管理業務」については市から運営協議会へ委託し、「運営業務」については、市から直接民間団体への委託を行い、再委託とならないよう改める。</p> <p>②について、今回の指摘を受け、「カンパスシール事業及びマイバッグ運動</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>啓発イベント業務」については、今年度より市から直接事業を実施する民間事業者を選定して委託し、再委託とならないように改めた。</p> <p>2 制度面での恒久的措置 今後は、今回の指摘を受け、委託先について、業務委託契約の手引きに沿った適正な処理を行う。</p> <p>3 職員への周知 事務改善会議等で「業務委託契約事務の手引き」「監査で指摘を受けないための必見マニュアル」「業務マニュアル」などを活用して、再発防止に向けた事務処理の確認を行う。</p>
<p>イ 契約事務 (ウ) 委託契約事務について(その2) (業務課)</p> <p>委託契約事務において、①随意契約(特命)しているにもかかわらず業務の大部分が再委託されており、②再委託先で委託料が委託業務の内容と関連性のない目的で使用されている事例が認められた。</p> <p>業務委託契約事務の手引きでは、委託業務の全部又は主たる部分や全体の履行に関する管理の部分については原則として再委託はできないとされている。また、市委託業務要綱では、委託業務を実施する場合は、その履行又は進行を管理しなければならないとされ</p>	<p>1 指摘に沿った改善是正 「美化活動支援管理業務」では、①について、事実上、委託先団体と再委託先団体とは、一体となって当該業務を履行しているが、団体の規約上、一体の組織であることが明文化されていないため、再委託により当該業務を履行してきた。</p> <p>今後、規約の改正について両者と協議していく。</p> <p>②については、別の事業費から支出している広報宣伝費を計上したことが原因であり、実態としては委託料は目</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ている。 適正な事務処理をされたい。</p>	<p>的に沿って当該業務に使用されている。今回の指摘を受け、業務報告書を委託業務の内容に沿ってより明確な様式に変更し、その様式に従って審査を行うように改善した。</p> <p>2 制度面での恒久的措置 今回の指摘を受け、平成25年2月に、委託先並びに再委託先に対して、適正な事務処理を行うよう周知した。 今後は、委託業務の履行状況について毎月、確認を行うなど、適正な事務処理に努める。</p> <p>3 職員への周知 事務改善会議等で「業務委託契約事務の手引き」「監査で指摘を受けないための必見マニュアル」「業務マニュアル」などを活用して、再発防止に向けた事務処理の確認を行う。</p>
<p>イ 契約事務 (エ) <u>手数料の収納事務委託について</u> (業務課) 北九州市ごみ処理手数料収納事務委託契約において、契約書では、受託者は家庭ごみ用指定袋等を販売した際に手数料を収納し、1ヶ月分を翌月25日までに払い込むと規定しているが、実際には市が受託者に対して納品した家庭ごみ用指定袋等の数量分の手数料全額を受託者に払い込ませていた。 また、契約書では手数料の払込遅延</p>	<p>1 指摘に沿った改善是正 手数料収納方法の実態については、大部分の取扱店で、指定袋及び粗大ごみ処理納付券の販売日、種類、数量の把握が煩雑で事務が膨大となること、市においても取扱店からの報告確認作業が膨大となることといった理由から、販売した数量分を収納するのではなく、市が受託者に対して納品した数</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>の違約金を定めているにもかかわらず徴収していなかった。</p> <p>市民の利便性の維持を確保しつつ、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>量分の手数料を払い込むようにしていた。</p> <p>また違約金についても、上述のとおり、払込遅延の実態把握が困難なことから違約金の算出ができないこともあり、徴収していなかった。</p> <p>これらについて関係部署と改善策の協議を行った。</p> <p>2 制度面での恒久的措置</p> <p>平成25年度契約から実態と整合するよう契約書を見直す。</p> <p>3 職員への周知</p> <p>事務改善会議等で「業務委託契約事務の手引き」「監査で指摘を受けないための必見マニュアル」「業務マニュアル」などを活用して、再発防止に向けた事務処理の確認を行う。</p>
	<p>局全体として、局議において、幹部職員に今回の指摘事項等について周知徹底する。</p> <p>また、事務改善会議等で「業務委託契約事務の手引き」「監査で指摘を受けないための必見マニュアル」「業務マニュアル」などを活用して、再発防止に向けた事務処理の確認を行う。</p>

北九州市監査委員	山	口	彰
同	廣	瀬	隆
同	日	野	雄
同	世	良	俊
			明

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 措置を講じた団体

ひびき灘開発株式会社

3 監査の期間

平成24年7月27日から平成24年11月15日まで

4 監査公表の時期

平成25年2月8日（平成25年監査公表第6号）

5 監査の結果に基づく措置状況

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><u>北九州市エコタウンセンターについて</u></p> <p>指定管理者となっている北九州市エコタウンセンター（以下、「エコタウンセンター」という。）の施設維持管理について、①市の承諾なしに再委託され、再委託先からさらに再委託されているもの、②再委託された業務の一部が仕様書どおりに実施されていないものが認められた。</p> <p>市と指定管理者とで締結された「エコタウンセンターの管理運営に関する基本協定書」では、第三者に本業務の一部を委託する場合は、事前に市の承諾を受けるものとしている。また、業務実施条件として「エコタウンセンター指定管理業務にかかる仕様書」が示されている。</p> <p>適切な事務処理をされたい。</p>	<p>1 指摘に沿った改善是正</p> <p>①平成24年11月9日付で市環境局に対してエコタウンセンター管理運営業務再委託承認願書を提出し、平成24年11月12日付で市から再委託について承認を受けた。</p> <p>②エコタウンセンター指定管理業務にかかる仕様書に記載されている清掃回数を実施するよう、平成24年11月15日付の業務指示書により再委託者に通知した。</p> <p>2 制度面での恒久的措置</p> <p>①年度当初に市に提出している事業計画の中で再委託業者名を明示していたことから再委託の了解を得たものと考えていた。今後は、エコタウンセンターの管理運営に関する基本協定書の定めに従い、再委託の承認を確実に受ける。</p> <p>②仕様書の確認に不備があった。今後は、仕様書どおり確実に業務を実施する。</p> <p>3 職員への周知</p> <p>・平成24年11月19日、監査の指摘事項に関する所内研修を行い、遵守すべきエコタウンセンター基本協定書及びエコタウンセンター指定管理業</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>務にかかる仕様書の内容について周知徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 今後、エコタウンセンター基本協定書及びエコタウンセンター指定管理業務にかかる仕様書の内容のチェックシートを作成し、業務実施に当たって遺漏がないよう適正に処理することを徹底した。

北九州市監査委員	山	口	彰
同	廣	瀬	隆
同	日	野	雄
同	世	良	俊
			明

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査（工事監査）

2 措置を講じた局等

建設局、上下水道局及び区役所まちづくり整備課
（公園、下水道及び河川関係）

3 監査の期間

平成24年8月21日から平成24年12月11日まで

4 監査公表の時期

平成25年2月8日（平成25年監査公表第12号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 建設局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 設計変更の可能な範囲等 について (公園建設課) [5] 美術の森公園整備工事 本工事は、美術館周辺の園路において、損傷の著しい既設舗装の更新等を行うものである。 設計変更において、別途発注の工事との競合を理由に当初予定していた舗装材の混合プラントが設置困難として、舗装工法を当初の透水性高炉スラグ舗装(カラー)から、アスファルト舗装と樹脂系滑止め材によりカラー化する工法へと変更していた。 これは、重要な工法・構造の変更に該当するものであり、北九州市契約規則第27条の運用の定めにより、契約担当課との事前協議が必要であった。 また、変更理由もなく、舗装面積を当初の330㎡から約650㎡へと倍増していたが、これは、契約変更は契約の目的(内容の同一性)を失わしめない範囲でのみ可能と定めている北九州市契約規則第27条の運用の定めによらない、不適切な変更であった。 工事発注に当たっては、事前に関連工事との調整等を行い、最適な工法を選定するとともに、設計変更にあたっ</p>	<p>今回の指摘は、工事設計課担当者と監督課担当者の「契約規則第27条運用」に定めのある契約変更手続きについての認識不足から、生じたものである。 今回の指摘を受け、今後このようなことのないよう、平成25年1月25日に課内「事務改善会議」において、及び、平成25年2月1日の「建設局合同、道路、公園・河川・下水道関係課長会議」において、契約規則第27条運用についての周知徹底を行った。 また、関係各課の技術職員を対象とした研修会においても再度の周知徹底を行い、経験の少ない職員の育成と共に職員全体の適正な契約事務の執行に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(つづく)</p>

注・・・[]内の数字は、平成25年監査公表第12号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ては、北九州市契約規則等を遵守の上、適切に行われたい。</p>	

注・・・[]内の数字は、平成25年監査公表第12号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す

(2) 上下水道局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 地盤改良杭の設計・施工について (下水道整備課)</p> <p>[6] 響町一・二丁目地内 (その2) 管渠築造工事</p> <p>響灘地区の株式会社ブリヂストンの工場増設に伴い、汚水の排水管(φ200mm)約150mの敷設を行うものである。</p> <p>設計変更において、当初設計で想定した位置より浅い位置に、旧捨石護岸があることが判明したとして、鋼矢板長を短くし(当初7m→変更5m～5.5m)、補助工法として薬液注入工を増工した。合わせて、鋼矢板引抜き時には、排水管に蛇行・たるみが発生する恐れがあるとして、排水管を360度コンクリート巻きにし、基礎部には地盤改良杭(φ800mm、改良長4～5m程度)を施工するなど大幅な増工をしている。</p> <p>この増工した地盤改良杭の採用については、上載荷重と地盤許容支持力による安定計算を行い、その必要性を確認した上で、設計・施工すべきところ、それを確認せずに実施しており、不適切であった。</p> <p>設計変更においても、地盤改良などの構造物の基礎構造の変更や大幅な増工につながる工法の変更については、安定計算等による客観的な判断に基づき、設計・施工されたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、地盤改良杭の採用については、その必要性を確認した上で設計・施工すべきところを、それを確認せずに設計・施工を行っていた。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、下水道事業に携わる技術職員を対象として文書による通知(平成24年12月27日)を行い、より一層の詳細な調査や計算に基づく必要性の根拠を明確にした上で、設計および設計変更を行うよう周知徹底を図った。</p>

注・・・[]内の数字は、平成25年監査公表第12号の別表3本工事抽出一覧表の番号を示す

北九州市監査委員	山	口	彰
同	廣	瀬	隆
同	日	野	雄
同	世	良	俊
			明

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査（工事監査）

2 措置を講じた局等

環境局

3 監査の期間

平成24年7月27日から平成24年11月15日まで

4 監査公表の時期

平成25年2月8日（平成25年監査公表第3号）

5 監査の結果に基づく措置状況

環境局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>特命工事における工事費の積算について (新門司工場) [02] 新門司工場酸素発生装置外修繕工事</p> <p>本工事は、新門司工場の熔融炉酸素発生装置等の修繕を、「当該設備の構造及び運転条件の熟知等」を理由として、工場プラント建設を請負った業者の子会社に特命随意契約したものである。</p> <p>本工事の積算において、特命予定業者からの1社見積りを採用しているが、各種作業の内容や規模の確認を怠ったため、作業員の工数が過大となっていた。また、委託業務で発注すべき点検業務が、本工事の中に算入されており、不適切であった。</p> <p>特命工事の発注にあたっては、特命が不可欠な工種に限定して発注すべきであり、また、積算にあたっては、見積り内容の精査を行うとともに、作業員数の工事中の現状や作業日報による確認を行うなど、適正な積算となるよう徹底されたい。</p>	<p>今回指摘の工事は、当工場新設後初の発注であったため、見積数量の適正判断材料とすべき実績が少なかったこと、仕様書における作業記載内容が曖昧であったことなどから、十分な精査ができず過大工数となったものである。また、限られた稼働停止期間内に点検と修繕を同時に行う必要があるという観点から、別途点検業務委託が可能なものも工事に算入させていたものである。</p> <p>今回の指摘を受け、今後の積算時には、過去の実績及び類似施設の積算事例を基に確実な精査を行うとともに、適確な見積りが得られるよう仕様書等への詳細な作業内容記載の徹底を図る。また、施工業者に対しては、仕様書等に不明確な点や疑問を感じた場合は、独自の判断をせず、市へ確認するように指導した。</p> <p>別途発注可能な点検業務は、今後委託業務として発注していく。</p> <p>以上については、2月13日の課内会議において全職員に伝達し周知徹底を図るとともに、2月25日の工場間連絡会議においても、他工場担当職員への周知徹底を図った。</p>

注・・・〔 〕内の数字は、平成25年監査公表第3号の別表1一般工事抽出一覧表の番号を示す

北九州市監査委員	山	口	彰	
同	廣	瀬	隆	明
同	日	野	雄	二
同	世	良	俊	明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 山口 彰、同 大津 雅司（平成25年3月31日退任）、同 廣瀬 隆明（平成25年4月1日就任）、同 新上 健一（平成25年2月9日退任）、同 森 浩明（同前）、同 日野 雄二（平成25年3月29日就任）、同 世良 俊明（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、建設局及び区役所まちづくり整備課において施工する道路関係の工事（調査・設計委託及び除草・浚渫に係る業務委託を含む）で、平成23年11月16日から平成24年11月15日までに契約した本工事、軽微な工事及び平成23年度から平成24年度への継続工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1、表2のとおり工事等を抽出し、それぞれ事務手続、計画・設計及び施工について、事務が適正に執行されているか等を主眼に、関係書類の調査及び現地調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

表 1 工事の抽出（建設局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)	
本工事 (委託業務を含む)	307	12,702,261	40	3,710,074	別表 1 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	361	302,118	18	29,276	別表 2 参照

表 2 工事の抽出（区役所まちづくり整備課）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)	
本工事 (委託業務を含む)	342	2,782,477	25	423,414	別表 3 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	2,341	2,973,897	33	54,587	別表 4 参照

3 監査の期間

平成 24 年 12 月 12 日から平成 25 年 4 月 12 日まで

4 監査の結果

(1) 建設局

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表 1 本工事抽出一覧表」の番号を示す。

ア 樹木撤去費の積算について

(街路課)

[23] 中原戸畑 1 号線外道路改良工事 (23-11)

上記工事は、国道 199 号中原東交差点から北九州テクノパーク前を經由し、新若戸道路に接続する道路の改良工事である。

本工事の樹木撤去については、工事費構成の直接工事費と判断して、積上げによりその費用を計上していた。しかし、「土木工事標準積算基準書」等によると、伐開、除根等の樹木撤去は、工事施工上必要な準備作

業であり、その費用は間接工事費の中の共通仮設費(準備費)の率に含まれているとされており、過大な積算となっていた。

樹木撤去については「土木工事標準積算基準書」等に従い、適切に積算されたい。

イ 足場の積算について

(西部整備事務所工務第一課)

[35] 若葉跨線橋(若葉永犬丸1号線)橋梁補修補強工事(23-2)

上記工事は、既存橋梁の長寿命化を図るために、橋梁損傷部のひび割れ補修や橋脚断面の補強等を行う工事である。

本工事の施工において、橋脚部のひび割れ注入工で設置した足場については、引き続き行う橋脚のコンクリート巻立て工にそのまま利用できるため、積算上、どちらかで計上すればよいが、本工事では一部において足場費用が二重計上されており、過大な積算となっていた。

橋梁補修工における足場の計上については、「土木工事標準積算基準書」等に従って適正に行われたい。

(2) 区役所まちづくり整備課

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていた。

北九州市監査委員	山	口	彰
同	廣	瀬	隆明
同	日	野	雄二
同	世	良	俊明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 山口 彰、同 大津 雅司（平成25年3月31日辞任）、同 廣瀬 隆明（平成25年4月1日就任）、同 新上 健一（平成25年2月9日任期満了）、同 森 浩明（同前）、同日野 雄二（平成25年3月29日就任）、同 世良 俊明（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、建築都市局（総務部、計画部、整備部、折尾総合整備事務所及び建築部）において施工する営繕及び土木工事（調査・設計委託業務を含む）で、平成23年10月16日から平成24年10月15日までに契約した本工事及び軽微な工事並びに平成23年度から平成24年度への継続工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1のとおり工事等を抽出し、それぞれ事務手続、計画・設計及び施工について、事務が適正に執行されているか等を主眼に、関係書類の調査及び現地調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

表 1 工事の抽出

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)	
本工事 (委託業務を含む)	542	19,137,791	77	7,237,157	別表1参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	74	58,209	8	10,129	別表2参照

3 監査の期間

平成24年11月16日から平成25年4月26日まで

4 監査の結果

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表1 本工事抽出一覧表」の番号を示す。

ア 見積りによる積算について

(電気設備課)

[54] 若松競艇場監視カメラ改修工事

[57] 小倉駅新幹線口ペDESTリアンデッキ動く歩道1,3,5号機更新工事

上記工事は、「若松競艇場の監視カメラ」及び「小倉駅新幹線口の動く歩道」の更新工事であり、機器費、装置費、労務費の大部分を業者見積りに査定率を乗じて積算したものである。

見積りの採用において、複数社以上の見積り比較は行っていたが、機器の型番の確認や採用単価の妥当性の検証をしておらず、また、1式で計上している装置の数量、構成部材、労務費の人工数等の必要な情報の確認を行わなかったため、過大な積算となっていた。

見積りによる積算にあたっては、電気設備工事積算要領等に従い、見積り徴収の手続きの遵守だけでなく、価格の妥当性や内容の確認を十分に行い、適正な積算となるよう徹底されたい。

別表1 本工事抽出一覧表（建築都市局）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	整備部 学研都市 開発事務所	学研北部管渠築造工事(23-2) 〈八幡西区大字本城〉	土工 245 m ³ 管布設 18m 地盤改良工 20 本	一般	10,934	23.11.02 24.03.31
2	整備部 学研都市 開発事務所	学研北部宅地整備工事(23-4) 〈若松区大字小敷外〉	土工 13,460 m ³ 舗装 2,285 m ² 汚水 417m	一般	102,138	23.10.27 24.06.13
3	整備部 学研都市 開発事務所	学研北部宅地整備工事(23-3) 〈若松区大字小敷〉	道路土工一式 舗装 3,922 m ² 宅地 33,368 m ²	一般	286,398	24.03.29 25.01.23
4	整備部 学研都市 開発事務所	学研北部道路築造工事(23-2) 〈若松区大字小敷〉	舗装 4,000 m ² 雨水 320m 汚水 250m	一般	112,928	24.03.08 24.10.24
5	整備部 学研都市 開発事務所	学研北部法面外整備工事(23-1) 〈若松区大字小敷〉	舗装 507 m ² 縁石工 175m 法面工 1,380 m ²	指名	11,282	24.02.17 24.05.17
6	整備部 学研都市 開発事務所	学研北部橋梁下部工工事(24-1) 〈若松区大字塩屋〉	逆T式橋台 2基 補強土壁 777 m ² 雨水管 36.5m	一般	89,460	24.09.20 25.03.31
7	折尾総合 整備事務所 工事課	日吉台光明線(駅前広場)道路改良 工事(23-1) 〈八幡西区折尾四丁目〉	土工一式 側溝工 27m 縁石工 30m ボックスカルバート 67m	指名	17,441	24.09.20 25.03.31
8	折尾総合 整備事務所 工事課	折尾中間線道路改築工事(23-1) 〈八幡西区大膳二丁目〉	補強土留工 106 m ² 、車道舗装 1,850 m ² 、歩道 舗装 1,015 m ² 、排水工 477 m、縁石工 643 m、防護柵工 一式、区画線 工一式	一般	64,566	23.09.01 24.05.31
9	折尾総合 整備事務所 工事課	折尾連立・筑豊本線(国道3号交差 部)函渠築造工事 〈八幡西区大膳二丁目外〉	箱形ルーフ推 進 398.45m、函 渠 推 進 30.65m、函体 延長 38.58m	一般	774,900	23.09.30 26.03.31
10	折尾総合 整備事務所 工事課	日吉台光明線道路改築工事(24-1) 〈八幡西区折尾一丁目外〉	土工一式、舗 装工 1,381 m ² 、側溝工 239 m、縁石工 256 m、区画線工 一式	指名	16,378	24.05.07 24.10.31

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
11	折尾総合 整備事務所 工事課	日吉台光明線(駅前広場)舗装新設工 事(24-3) (八幡西区折尾四丁目外)	表層工 1,268 ㎡、安全施設工 一式、区画線一 式	指 名	6,833	24.05.25 24.08.31
12	折尾総合 整備事務所 工事課	折尾連立関連新々堀川移設工事(24 -1) (八幡西区北鷹見町外)	河川移設一 式、既設水路 撤去一式、駅 広暫定整備一 式	一 般	115,605	24.09.27 25.03.29
13	建築部 建築課	(仮称)吉田放課後児童クラブ新築工 事 (小倉南区中吉田一丁目3番1号)	S造2階建 228.8㎡ 新築	指 名	38,012	23.11.10 24.03.31
14	建築部 建築課	市丸小学校耐震補強工事(第1期) (小倉南区大字市丸472-2)	RC造2F 体育館 692㎡の耐震補強	指 名	12,504	23.11.24 24.03.15
15	建築部 建築課	(仮称)北九州市漫画ミュージアム設 置工事 (小倉北区浅野二丁目14番5号)	改修面積 2,329 ㎡の改修	一 般	98,145	23.12.15 24.05.31
16	建築部 建築課	環境門司港レトロ(旧大連航路上屋) 内部改修工事(23) (門司区西海岸一丁目)	RC造2F 4,766㎡ 内部改修	一 般	199,206	24.02.29 24.12.28
17	建築部 建築課	折尾連立関連駅東口代替トイレ新築 工事 (八幡西区南鷹見町15-1)	RC平屋建 45.5㎡	指 名	18,912	23.10.20 24.03.31
18	建築部 建築課	八幡西消防団第2分団本部新築工事 (八幡西区黒崎三丁目39-5)	RC2階建 101.80㎡	指 名	19,992	23.10.27 24.03.25
19	建築部 建築課	(仮称)響灘ビオトープネイチャーセ ンター建築工事 (若松区響町一丁目)	RC平屋建 569.68㎡	一 般	84,974	24.02.09 24.09.28
20	建築部 建築課	中央町穴生線(穴生工区)ダイナコー ト鷹の巣Ⅱ解体工事 (八幡西区鷹の巣一丁目4番8号)	RC9階建 1,298㎡	指 名	32,455	24.03.01 24.08.15
21	建築部 建築課	コムシティ改修建築工事 (八幡西区黒崎三丁目15番3号)	SRC12階建 (91,206㎡)の 地下1階から 地上7階(約 28,000㎡)の内 部改修	一 般	1,543,500	24.06.20 25.03.22
22	建築部 建築課	藍島漁村センター改修工事 (小倉北区大字藍島)	内部改修、便所 改造、スロープ 設置	指 名	48,548	23.12.08 24.05.31

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
23	建築部 建築課	小倉中央小学校他1校特別支援学級 整備工事 (小倉北区堺町二丁目4-1他)	特別支援学級 に改造	指名	17,759	24.01.26 24.03.26
24	建築部 建築課	藤木小学校外壁改修工事 (若松区今光一丁目18番1号)	外壁改修及び 屋上防水	指名	59,669	23.11.17 24.03.31
25	建築部 建築課	市立八幡病院屋上防水工事 (八幡東区西本町四丁目18番1号)	屋上防水工事	指名	11,025	24.01.18 24.03.28
26	建築部 建築課	戸畑駅南北公共連絡通路外エスカレ ーター修繕工事 (戸畑区汐井町1番外)	昇降機修繕 (ES20基)	随意	95,550	23.10.19 24.03.15
27	建築部 建築課	小倉駅南北デッキ外昇降機修繕工事 (小倉北区浅野一丁目1番他)	昇降機修繕 (EV10基、ES42 基)	随意	139,650	23.10.19 24.03.15
28	建築部 建築課	新町浄化センター場内照明改良工事 (門司区松原三丁目6番1号)	場内照明灯を LED灯に取替 (52基)	一般	13,551	24.01.19 24.03.31
29	建築部 建築課	響ホール調光操作卓更新工事 (八幡東区平野丁目1番1号)	調光操作卓更 新工事	指名	15,960	23.12.08 24.03.31
30	建築部 建築課	環境科学研究所フラン室改修工事 (戸畑区新池1-2-1)	旧フラン室を 撤去し、新フ ラン室を設置 する	指名	7,350	23.10.27 24.02.15
31	建築部 建築課	曾根浄化センター中央監視室他空調 設備改良工事 (小倉南区中吉田二丁目10番1号)	中央監視室、 水質試験室他 空調設備の更 新を行うもの	一般	13,740	23.12.01 24.02.28
32	建築部 建築課	日明浄化センター浴室給湯設備改良 工事 (小倉北区西港町96番地の3)	本館浴室の給 湯設備を、ガ スコージェネ ネを利用した 給湯設備に更 新するもの。	一般	12,893	24.01.19 24.03.30
33	建築部 建築課	若松体育館プール改修設備工事 (若松区古前一丁目1番1号)	吐出管、吸込 管及び排水口 の改修、及び 、プール 底・側面の塗 装工事	指名	8,065	23.12.22 24.03.15
34	建築部 建築課	中島小学校大規模改修工事(第2期) (小倉北区昭和町16番1号)	老朽化に伴う 校舎等の大規 模改修工事を 行うもの	一般	104,874	24.06.08 24.09.30
35	建築部 建築課	八児市民センター大規模改修工事 (八幡西区町上津役東一丁目17番 1号)	八児市民セン ターの大規模 改修工事(老朽 化対策、バリ アフリー化)を 行うもの。 RC2F709.91㎡	指名	48,594	24.07.27 25.02.12

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
36	建築部 建築課	小倉南生涯学習センター長寿命化及び耐震補強工事 (小倉南区若園五丁目1番5号)	耐震補強工事にあわせ、建物の長寿命化を図る工事(外壁補修、屋上防水等)を行うもの。	一般	191,180	24.08.17 25.03.29
37	建築部 建築課	若松中央小学校屋内運動場吊り天井改修工事 (若松区白山二丁目1番1号)	体育館吊り天井落下防止ネット設置	指名	9,098	24.06.21 24.08.31
38	建築部 建築課	旧交通科学館屋根防水改修工事 (小倉南区志井公園1番1号)	老朽化の進んだ屋上屋根の防水シートの張替を行う。(全体の1/4はシート張替を実施済)	指名	6,720	24.09.13 24.11.27
39	建築部 建築課	吉田小学校耐震補強工事(第2期) (小倉南区中吉田一丁目3番1号)	校舎、渡り廊下の耐震補強工事を行うもの。	指名	30,398	24.07.05 24.11.09
40	建築部 建築課	志徳中学校耐震補強工事(第1期) (小倉南区企救丘四丁目4番1号)	校舎の耐震補強工事を行うもの。	一般	82,247	24.05.31 24.11.30
41	建築部 建築課	富野中学校耐震補強工事(第2期) (小倉北区常盤町8番1号)	校舎、屋内運動場の耐震補強工事を行うもの。	指名	28,875	24.06.14 24.11.09
42	建築部 建築課	北九州市立高等学校耐震補強工事(第1期) (戸畑区浅生一丁目10番1号)	校舎、屋内運動場の耐震補強工事を行うもの。	一般	76,062	24.06.14 24.11.09
43	建築部 建築課	平成24年度戸畑エリア昇降機修繕工事(その1) (戸畑区汐井町1番外)	エスカレーター修繕(8基)	随意	43,575	24.10.10 25.02.22
44	建築部 建築課	小倉北区役所庁舎西棟中水道設備撤去及び給水設備改修工事 (小倉北区大手町1番1号)	小倉北区役所庁舎中水道の撤去、改修を行う。	一般	25,835	24.10.11 25.02.15
45	建築部 建築課	(仮称)北九州市漫画ミュージアム設置工事等監理業務委託 (小倉北区浅野二丁目14-5 小倉興産21号館5,6階部分)	5F 773.58㎡ 6F1,555.50㎡	随意	10,244	23.12.21 24.05.31
46	建築部 建築課	八児市民センター大規模改修工事実施設計委託 (八幡西区上津役東一丁目17番1号)	既存RC2階716㎡の内外壁改修、内部改修、屋上防水、バリアフリー工事	指名	2,541	23.10.20 24.03.28
47	建築部 建築課	いのちのたび博物館改修工事基本実施設計 (八幡東区東田二丁目4番1号)	オープンギャラリ横の半屋内部分を屋内化するもの。	随意	2,804	23.11.22 24.03.30

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
48	建築部 建築課	北九州市立高等学校耐震補強工事实 施設計 (戸畑区浅生1-10-1)	校舎等の耐震補強工事の実施設計を行うもの。	指名	6,825	23.10.27 24.03.15
49	建築部 建築課	志徳中学校耐震補強工事实施設計委 託 (小倉南区企救丘四丁目4番1号)	校舎等の耐震補強工事の実施設計を行うもの。	指名	4,757	23.10.27 24.03.15
50	建築部 建築課	小倉南生涯学習センター長寿命化及 び耐震補強工事監理業務委託 (小倉南区若園五丁目1番5号)	耐震補強工事にあわせ、建物の長寿命化を図る工事(外壁補修、屋上防水等)の監理を行うもの。	随意	3,098	24.08.29 25.03.29
51	建築部 建築課	富野中学校耐震補強工事(第2期)監 理委託 (小倉北区常盤町8番1号)	校舎の耐震補強工事の監理を行うもの。	随意	1,113	24.06.13 24.11.09
52	建築部 建築課	北九州市立高等学校耐震補強工事(第 1期)監理委託 (戸畑区浅生一丁目10番1号)	校舎、屋内運動場の耐震補強工事の監理を行うもの。	随意	2,310	24.06.13 24.11.09
53	建築部 電気設備課	中央卸売市場管理棟・エネルギー棟 空調設備改修電気設備工事 (小倉北区西港町94番地の9)	中央卸売市場管理棟・エネルギー棟空調設備改修工事に伴う電気工事	一般	14,315	23.10.20 24.03.31
54	建築部 電気設備課	若松競艇場監視カメラ改修工事 (若松区赤岩13番1号)	若松競艇場の監視カメラ改修工事	指名	45,793	23.11.17 24.03.31
55	建築部 電気設備課	(仮称)北九州市漫画ミュージアム設 置電気工事 (小倉北区浅野二丁目14-5)	(仮称)北九州市漫画ミュージアム設置に伴う電気設備の改修工事	一般	29,804	23.12.25 24.05.31
56	建築部 電気設備課	小倉都心地区道路照明灯 LED 化工事 (23-2) (小倉北区堺町一丁目ほか)	小倉都心地区の道路照明灯をLED化するもの。	一般	69,229	24.03.01 24.07.15
57	建築部 電気設備課	小倉駅新幹線口ペDESTリアンデッ キ動く歩道1,3,5号機更新工事 (小倉北区浅野二丁目14番)	動く歩道1,3,5号機の更新	一般	168,000	24.03.01 24.10.31
58	建築部 電気設備課	黒崎副都心地区道路照明灯 LED 化工 事(23-1) (八幡西区黒崎一丁目外)	道路照明灯のLED化工事	一般	15,288	24.03.15 24.06.30
59	建築部 電気設備課	日明渡船場線(中原工区)道路照明灯 設置工事(24-2) (戸畑区新池三丁目外)	道路照明灯10基(LED)	指名	9,324	24.06.14 24.09.14

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
60	建築部 電気設備課	環境門司港レトロ(旧大連航路上屋) 電気設備工事(24) (門司区西海岸一丁目)	旧大連航路上屋 改修工事に伴う 電気工事	一般	106,518	24.06.07 24.12.28
61	建築部 電気設備課	八児市民センター大規模改修電気工 事 (八幡西区上津役東一丁目17-1)	八児市民センタ ーの大規模改修 工事(老朽化対 策、バリアフリ ー化)に伴う電気 工事。	一般	20,412	24.07.19 25.02.04
62	建築部 電気設備課	コムシティ改修エレベーター設置工 事 (八幡西区黒崎三丁目15番3号)	コムシティにエ レベーターを2 基設置するも の。	指名	38,115	24.07.12 25.03.22
63	建築部 電気設備課	コムシティ改修エスカレーター設置 工事 (八幡西区黒崎三丁目15番3号)	コムシティにエ スカレーターを2 基設置するも の。	指名	17,340	24.07.12 25.03.22
64	建築部 電気設備課	コムシティ改修電気工事 (八幡西区黒崎三丁目15番3号)	工事及び設計監 理	一般	547,336	24.06.20 25.03.22
65	建築部 電気設備課	小倉南生涯学習センター長寿命化及 び耐震補強電気工事 (小倉南区若園五丁目1番5号)	耐震補強工事に あわせ、建物の 長寿命化を図る 工事(外壁補修、 屋上防水等)に伴 う電気工事	一般	126,263	24.09.13 25.03.29
66	建築部 機械設備課	中央卸売市場管理棟・エネルギー棟 空調設備改修工事 (小倉北区西港町94番地の9)	管理棟・エネル ギー棟の空調機 改修	一般	48,881	23.10.20 24.03.31
67	建築部 機械設備課	北九州市立折尾中学校防音事業機械 及び耐震補強機械工事(第3工区) (八幡西区中須一丁目3番1号)	防衛省補助事業 に基づく防音事 業の実施	指名	26,768	23.10.20 24.02.29
68	建築部 機械設備課	大里南小学校他1校直結式給水工事 (門司区新原町15番1号他)	大里南小学校、 寿山小学校の直 結式給水工事	指名	7,624	23.12.01 24.02.29
69	建築部 機械設備課	(仮称)北九州市漫画ミュージアム設 置機械工事 (小倉北区浅野二丁目14-5 小倉興 産21号館5,6階部分)	(仮称)北九州市 漫画ミュージア ム設置に伴う機 械設備の改修工 事	一般	34,771	23.12.15 24.05.31
70	建築部 機械設備課	市立八幡病院東棟屋上冷却塔更新工 事 (八幡東区西本町四丁目18番1号)	八幡病院にある 冷却塔3台及び ポンプ3台を更 新するもの。	一般	14,155	23.12.20 24.03.31
71	建築部 機械設備課	(仮称)響灘ビオトープネイチャーセ ンター建設機械工事 (若松区響町一丁目)	(仮称)響灘ビオ トープネイチャ ーセンター建設 に伴う機械設備 工事。	一般	16,143	24.02.09 24.09.28

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
72	建築部 機械設備課	環境門司港レトロ(旧大連航路上屋) 機械設備工事(24) (門司区西海岸一丁目)	旧大連航路上屋 改修工事に伴う 機械工事	一般	47,803	24.05.31 24.12.28
73	建築部 機械設備課	コムシティ改修機械工事 (八幡西区黒崎三丁目15番3号)	コムシティ改修 に伴う機械工事	一般	789,852	24.06.20 25.03.22
74	建築部 機械設備課	小倉南生涯学習センター長寿命化及 び耐震補強機械工事 (小倉南区若園五丁目1番5号)	耐震補強工事に あわせ、建物の 長寿命化を図る 工事(外壁補修、 屋上防水等)に伴 う機械工事	一般	150,287	24.06.21 25.03.29
75	建築部 機械設備課	八児市民センター大規模改修機械工 事 (八幡西区上津役東一丁目17-1)	八児市民センタ ーの大規模改修 工事(老朽化対 策、バリアフリ ー化)に伴う機械 工事。	一般	18,816	24.07.19 25.02.04
76	建築部 機械設備課	中央卸売市場青果棟空調設備改修工 事 (小倉北区西港町94番地の9)	既存の空調設備 を更新するもの。	一般	83,916	24.08.17 25.03.29
77	建築部 機械設備課	東朽網小学校直結式給水工事 (小倉南区朽網東三丁目4番1号)	直結式給水工事	指名	8,841	24.10.04 24.12.28
計		77件			7,237,157	

別表2 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表(建築都市局)

部名	課名	件数	契約金額(千円)
計画部	都市交通政策課	1	504
整備部	学術・研究都市開発事務所	2	2,790
折尾総合整備事務所	区画整理事業課	1	233
	工事課	3	5,699
建築部	建築課	1	903
計		8	10,129

北九州市監査委員	山 口 彰
同	廣 瀬 隆 明
同	日 野 雄 二
同	世 良 俊 明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 山口 彰、同 大津 雅司（平成25年3月31日退任）、同 廣瀬 隆明（平成25年4月1日就任）、同 新上 健一（平成25年2月9日任期満了）、同 森 浩明（同前）、同 日野 雄二（平成25年3月29日就任）、同 世良 俊明（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、保健福祉局及び区役所の平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年9月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成24年10月9日から平成25年4月12日まで

4 監査の結果

(1) 保健福祉局

監査の結果、事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 委託業務の履行管理について

(保護課)

介護扶助適正実施事業業務及び頻回受診者指導等業務では、複数の人員を配置して7区役所を巡回し、保護受給者が介護扶助を受ける際の決定判断支援等や病院での頻回受診、薬の過剰処方等に関する助言・指導等を委託している。

毎月提出される従事者ごとの業務報告書により、これらの業務に配置された従事者の勤務実態をみたところ、仕様書に定められた従事者数に満たない月や業務報告書は出ているが、欠勤で実質的に1日も従事していない月があるなど、延べ2ヶ月から8ヶ月は従事者が1名不足した状態で業務が継続されていた。

市委託業務要綱では、業務の進行状況について実態調査を行い、必要な場合は、委託先に対する指導又は助言を行うこととされており、また、業務が完了したときは、速やかに委託先から業務の完了報告書等を徴するとともに、履行の確認を行うこととされている。

委託業務を実施する際には、仕様書どおりに業務が履行されているかを確認するとともに、業務報告書の内容について厳正に審査のうえ履行確認を行われたい。

(2) 区役所

監査の結果、事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 収入事務

(ア) 老人保護措置費用負担金及び知的障害者福祉施設費用負担金等の滞納整理について

(若松区役所保健福祉課)

老人福祉法の規定に基づく養護老人ホームへ入所したときは、市老人保護措置費用徴収規則の規定により、また、知的障害者福祉法の規

定に基づく知的障害者援護施設等へ入所したときは、市知的障害者福祉措置費用徴収規則の規定により当該費用の一部について、入所者等から所得に応じた負担金を徴収してきた。

この養護老人ホーム及び知的障害者福祉施設等の措置費用負担金等の納付状況をみたところ、督促状を送付していない、納付指導等を行っていないなど、滞納整理がすすんでいなかった。

地方自治法では、普通地方公共団体の長は、債権について、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないとされている。

公平性及び収入の確保の観点からも、負担金等の滞納については、督促、納付指導等を行うなど、適正な滞納整理を行われたい。

(イ) 助産施設及び母子生活支援施設費用負担金の滞納整理について
(戸畑区役所保健福祉課)

児童福祉法の規定に基づく助産施設や母子生活支援施設へ入所したときは、市児童福祉施設措置費等徴収規則の規定により当該費用の一部について、入所者が所得に応じて負担金として市に納付することとなっている。

この助産施設及び母子生活支援施設措置費用負担金の納付状況をみたところ、①前回の指摘にもかかわらず、長期間にわたり督促状を送付していない・納付指導等を行っていないなど必要な滞納整理が行われていないもの、②指摘後の措置状況報告書において作成することとされていた、財務会計チェックシートの督促状の発送に関するチェック欄が設けられていないなど、不適正な事務処理が見受けられた。

地方自治法では、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならないとされ、また、督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により、処分することができることとされている。

公平性及び収入の確保の観点からも、負担金の滞納については、納付指導等を行うべきである。

適正な滞納整理等を行われたい。

イ 支出事務

(ア) 資金前渡金の執行について

(小倉南・若松・八幡東区役所国保年金課)

国民健康保険の保険料還付や給付事業にかかる資金前渡金について、通帳から出金する際に残額が不足するため、他の用件に係る資金前渡金の通帳から当該資金前渡金の通帳へ資金を移動して出金し、後日、移動元の通帳に返金しているものが見られた。

各通帳の資金は、その用件ごとに支出し、精算すべき資金前渡金であるため、通帳間の資金移動はできない。

資金前渡金の不足が見込まれる時は早めに資金の追加手続きを行い、他の用件に係る資金前渡金を一時的に使用することがないよう、適正な事務処理をされたい。

北九州市監査委員	山	口	彰
同	廣	瀬	隆明
同	日	野	雄二
同	世	良	俊明

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 山口 彰、同 大津 雅司（平成25年3月31日退任）、同 廣瀬 隆明（平成25年4月1日就任）、同 新上 健一（平成25年2月9日任期満了）、同 森 浩明（同前）、同 日野 雄二（平成25年3月29日就任）、同 世良 俊明（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、社会福祉法人北九州市福祉事業団を抽出し、平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年9月末日まで）の当該団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

2 監査委員の除斥

山口彰監査委員は、本件監査のうち平成23年度については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により除斥とした。

3 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成24年10月9日から平成25年4月12日まで

5 事業の概要及び監査の結果

(1) 社会福祉法人北九州市福祉事業団

ア 事業の概要

(ア) 目的

社会福祉法人北九州市福祉事業団（以下「福祉事業団」という。）は、市と一体となって社会福祉事業の推進を図り、公設民営の特色と長所を十分に生かしながら、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として、昭和40年1月8日に設立された法人である。

(イ) 現況

福祉事業団は、前記の事業目的を達成するため、福祉事業団立の保育所15所と障害者支援施設ひよりの丘の運営のほか、指定管理者として59社会福祉施設等の運営を実施し、市の普通財産であるレインボープラザを市からの受託事業で管理している（平成24年4月1日現在）。

平成23年度からは、「サービス」「人材」「財務」の3つの視点に立った経営方針のもと、基本理念を実現していくために5年間の中期計画を策定し、持続的発展に向けた事業運営に取り組んでいる。

施設利用状況は表1のとおりである。また、収支状況対前年度比較表及び平成23年度末の貸借対照表・収支計算書は、表2及び表3のとおりである。

(ウ) 組織等

福祉事業団の組織及び職員数は、図1のとおりである。

(エ) 市との関係

市は、福祉事業団の基本財産1,000万円を全額出資するとともに、従来方式の委託と指定管理者制度により社会福祉施設の運営及び管理を委ね、平成23年度は23億4,470万円、平成24年度は9月までに11億7,314万円の委託料を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

福祉事業団では、経営健全化計画第一次実施計画に基づき、平成17年度から人件費の削減等経営改革を推し進めた結果、平成23年度の収支状況は、一般会計で4億7,503万円の黒字となっており、財政面で経営健全化の成果が

現れている。

しかしながら、福祉事業団が設置運営する保育所の老朽化が進み、建て替えを含めた施設整備が必要となっていることや、経営健全化計画による正規職員の減少等により、専門的知識・技術の継承が困難となるなど、施設整備のための財源確保や人材の育成といった新たな課題も発生している。

今後も厳しい経営環境が続くものと予想されるが、施設運営に当たっては、利用者へのサービス向上と快適な施設環境づくりを行いつつ、経営基盤の強化に努め、持続的発展に向けた事業運営に取り組まれるよう期待する。

表 1 施設利用状況

(単位:人)

施設名		定員	23年度		24年度 (4月～9月)	
			利用人員	利用率	利用人員	利用率
障害児入所施設	小池学園	60	19,356 53	88.3%	9,833 54	89.6%
児童発達支援センター	ひまわり学園	130	32,508 132	101.5%	16,664 132	101.7%
特別養護老人ホーム	かざし園	55	19,291 53	96.4%	9,773 53	97.1%
共同生活介護事業所	こいけホーム	40→57	9,632 53	93.0%	9,952 54	95.4%
障害者支援施設	ひよりの丘	50	8,418 46	92.0%	8,472 46	92.6%
知的障害者更生施設 (入所)	小池学園成人部 (23.9閉園)	105	530 88	84.1%	H23.9.30閉園	
総合療育センター(施設等名称)						
23年度		23年	—	—	—	—
24年度		24年	—	—	—	—
肢体不自由児施設	障害児入所施設 (肢体)	15	143 12	80.0%	60 10	66.7%
重症心身障害児施設	障害児入所施設 (重心)	65	760 63	96.9%	359 60	92.1%
知的障害児通園	児童発達支援センターひよこ通園	60	11,544 48	32.7%	4,375	70.0%
難聴幼児通園		50	243 1			
肢体不自由児通園		40	0 0			
肢体不自由児施設通園部門		40	5,459 22			
診療部門(外来)		—	43,756 3,646	—	21,476 3,571	—
保育所(16)		注2	22,380 1,865	106.0%	10,456 1,742	93.4%
児童館(42)		—	620,073 51,673	—	342,709 57,118	—
緑地保育センター(2)		—	21,479 1,790	—	9,279 1,547	—
障害者スポーツセンター		—	33,846 2,821	—	64,488 10,748	—
社会福祉研修所		—	5,775 481	—	2,327 388	—
介護実習・普及センター		—	10,438 870	—	6,477 1,080	—
子ども・若者応援センター		—	2,381 198	—	1,418 236	—
勤労青少年ホーム		—	92,410 7,701	—	49,510 8,252	—
その他の公益事業		—	11,564 964	—	7,447 1,241	—
レインボープラザ		—	130,927 10,911	—	64,082 10,680	—

(注) 1 利用人員欄の上段は述べ利用者数(小池学園成人部・保育所・肢体不自由児施設、重症心身障害児施設は月の在籍者数)、下段は一日又は月平均の利用者数を表わす。

2 保育所16所の定員は、平成23年度1,760人、平成24年度1,760人である。

表2 収支状況対前年度比較表

(1) 収入

(単位:円)

区 分	平成23年度 決算額(A)	平成22年度 決算額(B)	差引(A) - (B)
本 部	2,584,003,662	2,174,804,749	409,198,913
施設収入	29,709,075	34,917,217	△5,208,142
委託料収入	708,683,228	688,851,935	19,831,293
その他	1,845,611,359	1,451,035,597	394,575,762
小池学園	281,410,486	272,051,236	9,359,250
施設収入	177,449,742	171,613,482	5,836,260
委託料収入	98,150,000	98,150,000	0
その他	5,810,744	2,287,754	3,522,990
小池学園成人部	220,114,875	442,935,088	△222,820,213
施設収入	147,644,039	299,456,243	△151,812,204
委託料収入	70,430,000	140,860,000	△70,430,000
その他	2,040,836	2,618,845	△578,009
ひまわり学園	417,734,918	444,143,933	△26,409,015
施設収入	327,003,550	321,769,186	5,234,364
委託料収入	81,212,000	108,580,000	△27,368,000
その他	9,519,368	13,794,747	△4,275,379
総合療育センター	2,046,976,352	2,266,333,958	△219,357,606
施設収入	1,672,956,644	1,650,898,705	22,057,939
委託料収入	251,753,000	486,317,000	△234,564,000
その他	122,266,708	129,118,253	△6,851,545
特別養護老人ホーム	226,018,211	500,587,775	△274,569,564
施設収入	222,329,135	496,709,208	△274,380,073
委託料収入	1,965,493	893,406	1,072,087
その他	1,723,583	2,985,161	△1,261,578
軽費老人ホーム	—	181,502,204	△181,502,204
施設収入	—	67,817,495	△67,817,495
委託料収入	—	0	0
その他	—	113,684,709	△113,684,709
ひよりの丘	946,664,062	—	946,664,062
施設収入	170,598,066	—	170,598,066
委託料収入	0	—	0
その他	776,065,996	—	776,065,996
保育所	2,039,737,749	1,940,427,649	99,310,100
施設収入	1,636,911,650	1,640,081,380	△3,169,730
委託料収入	7,406,867	7,366,784	40,083
その他	395,419,232	292,979,485	102,439,747
児童館	671,918,017	652,562,117	19,355,900
施設収入	116,957,250	102,198,500	14,758,750
委託料収入	551,928,260	547,437,400	4,490,860
その他	3,032,507	2,926,217	106,290
皿倉放課後児童クラブ	23,149,074	25,304,944	△2,155,870
施設収入	9,092,000	8,640,250	451,750
委託料収入	14,003,880	16,618,900	△2,615,020
その他	53,194	45,794	7,400

(単位:円)

区 分	平成 23 年度 決算額 (A)	平成 22 年度 決算額 (B)	差引 (A) - (B)
緑地保育センター	81,392,981	81,150,969	242,012
施設収入	0	0	0
委託料収入	80,845,380	80,845,380	0
その他	547,601	305,589	242,012
共同生活援助・介護事業	351,665,913	42,301,569	309,364,344
施設収入	101,459,701	41,944,020	59,515,681
委託料収入	0	0	0
その他	250,206,212	357,549	249,848,663
障害者スポーツセンター	—	55,644,532	△55,644,532
施設収入	—	0	0
委託料収入	—	48,243,000	△48,243,000
その他	—	7,401,532	△7,401,532
一般会計 合計	9,890,786,300	9,079,750,723	811,035,577
施設収入	4,612,110,852	4,836,045,686	△223,934,834
委託料収入	1,866,378,108	2,224,163,805	△357,785,697
その他	3,412,297,340	2,019,541,232	1,392,756,108

(特別会計)

障害者スポーツセンター	55,966,821	—	55,966,821
事業収入	0	—	0
委託料収入	48,243,000	—	48,243,000
その他	7,723,821	—	7,723,821

社会福祉施設従事者等研修事業	75,172,421	83,158,656	△7,986,235
事業収入	0	0	0
委託料収入	65,994,433	70,852,944	△4,858,511
その他	9,177,988	12,305,712	△3,127,724

介護実習・普及センター	109,696,046	107,792,608	1,903,438
事業収入	603,037	545,822	57,215
委託料収入	106,758,676	104,378,266	2,380,410
その他	2,334,333	2,868,520	△534,187

子ども・若者応援センター	20,450,492	6,281,163	14,169,329
事業収入	0	0	0
委託料収入	20,379,561	6,260,283	14,119,278
その他	70,931	20,880	50,051

勤労青少年ホーム	89,484,033	—	89,484,033
事業収入	14,934,730	—	14,934,730
委託料収入	74,000,000	—	74,000,000
その他	549,303	—	549,303

その他の公益事業	3,971,851	—	3,971,851
事業収入	0	—	0
委託料収入	3,961,000	—	3,961,000
その他	10,851	—	10,851

福利厚生事業	—	59,376	△59,376
事業収入	—	0	0
委託料収入	—	0	0
その他	—	59,376	△59,376

レインボープラザ	99,779,028	98,300,618	△1,478,410
事業収入	49,620,262	51,191,511	△1,571,249
委託料収入	49,507,000	46,407,245	3,099,755
その他	651,766	701,862	△50,096

特別会計	454,520,692	295,592,421	158,928,271
事業収入	65,158,029	51,737,333	13,420,696
委託料収入	368,843,670	227,898,738	140,944,932
その他	20,518,993	15,956,350	4,562,643

合計	10,345,306,992	9,375,343,144	969,963,848
施設収入・事業収入	4,677,268,881	4,887,783,019	△210,514,138
委託料収入	2,235,221,778	2,452,062,543	△216,840,765
その他	3,432,816,333	2,035,497,582	1,397,318,751

(2) 支出

(単位:円)

区分	平成23年度 決算額(A)	平成22年度 決算額(B)	差引(A) - (B)
本部	2,406,499,822	1,769,742,507	636,757,315
人件費	1,072,849,291	1,025,012,426	47,836,865
管理費	182,817,445	124,618,056	58,199,389
事業費他	1,150,833,086	620,112,025	530,721,061
小池学園	275,876,181	269,996,062	5,880,119
人件費	190,149,035	165,819,428	24,329,607
管理費	13,493,272	10,196,579	3,296,693
事業費他	72,233,874	93,980,055	△21,746,181
小池学園成人部	236,169,673	439,633,094	△203,463,421
人件費	142,623,468	272,192,699	△129,569,231
管理費	9,551,842	16,197,382	△6,645,540
事業費他	83,994,363	151,243,013	△67,248,650
ひまわり学園	403,591,334	437,608,721	△34,017,387
人件費	296,941,980	271,415,021	25,526,959
管理費	20,862,837	18,679,166	2,183,671
事業費他	85,786,517	147,514,534	△61,728,017
総合療育センター	1,987,637,217	2,159,118,684	△171,481,467
人件費	1,443,797,721	1,410,065,942	33,731,779
管理費	127,943,200	134,695,597	△6,752,397
事業費他	415,896,296	614,357,145	△198,460,849
特別養護老人ホーム	226,132,302	529,387,162	△303,254,860
人件費	174,903,378	326,201,685	△151,298,307
管理費	13,376,519	29,793,674	△16,417,155
事業費他	37,852,405	173,391,803	△135,539,398

区 分	平成 23 年度 決算額 (A)	平成 22 年度 決算額 (B)	差引 (A) - (B)
軽費老人ホーム	—	185,502,588	△185,502,588
人件費	—	113,646,798	△113,646,798
管理費	—	13,961,692	△13,961,692
事業費他	—	57,894,098	△57,894,098
ひよりの丘	918,698,872	—	918,698,872
人件費	126,712,889	—	126,712,889
管理費	36,005,119	—	36,005,119
事業費他	755,980,864	—	755,980,864
保育所	1,847,185,521	1,804,908,225	42,277,296
人件費	1,433,713,470	1,455,717,605	△22,004,135
管理費	95,644,043	87,671,040	7,973,003
事業費他	317,828,008	261,519,580	56,308,428
児童館	665,229,912	637,209,999	28,019,913
人件費	531,607,721	505,651,817	25,955,904
管理費	42,515,229	42,253,808	261,421
事業費他	91,106,962	89,304,374	1,802,588
皿倉放課後児童クラブ	21,289,600	18,642,060	2,647,540
人件費	15,510,487	14,069,207	1,441,280
管理費	1,053,757	630,184	423,573
事業費他	4,725,356	3,942,669	782,687
緑地保育センター	80,900,964	76,204,134	4,696,830
人件費	48,122,006	55,103,312	△6,981,306
管理費	8,824,375	9,381,353	△556,978
事業費他	23,954,583	11,719,469	12,235,114
共同生活援助・介護事業	346,540,976	28,845,156	317,695,820
人件費	42,035,675	13,685,467	28,350,208
管理費	19,012,901	12,524,598	6,488,303
事業費他	285,492,400	2,635,091	282,857,309
障害者スポーツセンター	—	55,425,370	△55,425,370
人件費	—	43,982,325	△43,982,325
管理費	—	6,624,122	△6,624,122
事業費他	—	4,818,923	△4,818,923
一般会計	9,415,752,374	8,412,223,762	1,003,528,612
人件費	5,518,967,121	5,672,563,732	△153,596,611
管理費	571,100,539	507,227,251	63,873,288
事業費他	3,325,684,714	2,232,432,779	1,093,251,935

(特別会計)

障害者スポーツセンター	56,799,914	—	56,799,914
人件費	44,963,441	—	44,963,441
管理費	6,967,296	—	6,967,296
事業費他	4,869,177	—	4,869,177

社会福祉施設従事者等研修事業	73,986,454	76,092,882	△2,106,428
人件費	46,166,897	46,672,373	△505,476
管理費	7,872,703	6,135,572	1,737,131
事業費他	19,946,854	23,284,937	△3,338,083

介護実習・普及センター	108,310,170	102,691,905	5,618,265
人件費	81,950,040	78,277,420	3,672,620
管理費	22,490,511	22,394,323	96,188
事業費他	3,869,619	2,020,162	1,849,457

区 分	平成 23 年度 決算額 (A)	平成 22 年度 決算額 (B)	差引 (A) - (B)
子ども・若者応援センター	18,822,840	5,266,552	13,556,288
人件費	13,776,808	4,055,234	9,721,574
管理費	3,046,032	1,211,318	1,834,714
事業費他	2,000,000	0	2,000,000
勤労青少年ホーム	84,087,094	—	84,087,094
人件費	42,087,319	—	42,087,319
管理費	31,109,919	—	31,109,919
事業費他	10,889,856	—	10,889,856
その他の公益事業	3,738,237	—	3,738,237
人件費	3,439,339	—	3,439,339
管理費	298,898	—	298,898
事業費他	0	—	0
福利厚生事業	—	14,453,479	△14,453,479
人件費	—	3,000,454	△3,000,454
管理費	—	605,259	△605,259
事業費他	—	10,847,766	△10,847,766
レインボープラザ	98,602,267	91,180,915	7,421,352
人件費	17,588,666	16,472,596	1,116,070
管理費	79,214,938	73,421,696	5,793,242
事業費他	1,798,663	1,286,623	512,040
特別会計	444,346,976	289,685,733	154,661,243
人件費	249,972,510	148,478,077	101,494,433
管理費	151,000,297	103,768,168	47,232,129
事業費他	43,374,169	37,439,488	5,934,681
合 計	9,860,099,350	8,701,909,495	1,158,189,855
人件費	5,768,939,631	5,821,041,809	△52,102,178
管理費	722,100,836	610,995,419	111,105,417
事業費他	3,369,058,883	2,269,872,267	1,099,186,616

表3 貸借対照表・収支計算書

(1) 一般会計総括表

【貸借対照表】

平成24年3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,955,280,500	流動負債	543,801,381
現金預金	1,193,567,743	短期運営資金借入金	178,772,630
未収金	565,507,515	未払金	270,719,418
貯蔵品	10,318,057	預り金	84,338,475
立替金	893,935	前受金	81,000
前払金	6,220,620	仮受金	9,889,858
短期貸付金	178,772,630	固定負債	1,585,933,574
仮払金		負債の部合計	2,129,734,955
その他流動資産		純 資 産 の 部	
固定資産	6,088,595,602	基本金	64,193,130
基本財産	1,873,039,117	国庫補助金等特別積立金	1,739,653,995
建物	1,735,489,893	その他の積立金	2,509,585,121
土地	127,549,224	人件費積立金	320,000,000
基本財産特定預金	10,000,000	施設整備等積立金	610,000,000
その他の固定資産	4,215,556,485	保育所施設・設備整備積立金	549,585,121
構築物	6,919,385	その他の積立金	1,030,000,000
機械及び装置	2,132,590	次期繰越活動収支差額	1,600,708,901
車輛運搬具	5,941,463	次期繰越活動収支差額	1,600,708,901
器具及び備品	64,130,614	(うち当期活動収支差額)	475,033,926
建設仮勘定	20,437,200		
全事協年金共済預け金	515,261,420		
退職給与引当金積立預金	1,070,672,154		
人件費積立預金	320,000,000		
施設整備等積立預金	610,000,000		
保育所施設・設備整備積立預金	549,585,121		
その他の積立預金	1,030,000,000		
その他の固定資産	20,476,538	純資産の部合計	5,914,141,147
資産の部合計	8,043,876,102	負債及び純資産の部合計	8,043,876,102

脚注 1 減価償却費の累計額

391,515,833円

【事業活動収支計算書】

(単位：円)

勘定科目		平成23年度	平成22年度	増減	
事業活動収支の部	収入	介護保険収入	222,296,058	496,563,180	△274,267,122
		自立支援費等収入	1,222,487,030	1,115,663,470	106,823,560
		措置費収入	103,847,046	100,742,197	3,104,849
		運営費収入	1,623,206,550	1,626,023,480	△2,816,930
		私的契約利用料収入	140,207,413	193,310,865	△53,103,452
		医療収入	1,126,167,218	1,111,119,898	15,047,320
		補助事業等収入	173,899,537	192,622,596	△18,723,059
		経常経費補助金収入	2,587,294,605	3,019,647,928	△432,353,323
		寄附金収入	1,901,565	509,580	1,391,985
		雑収入	76,265,608	76,697,338	△431,730
		引当金戻入収入	53,330,949	29,263,261	24,067,688
	国庫補助金等特別積立金取崩額	34,585,284	24,386,979	10,198,305	
	事業活動収入計(1)	7,365,488,863	7,986,550,772	621,061,909	
	支出	人件費支出	5,518,967,121	5,672,563,732	△153,596,611
		事務費支出	566,208,492	507,227,251	58,981,241
		事業費支出	716,143,535	781,550,942	△65,407,407
		給付費	1,457,000	0	1,457,000
		補助事業費	4,094,936	0	4,094,936
		文化体育団体補助金	224,000	0	224,000
		減価償却費	66,515,223	54,427,781	12,087,442
		徴収不能額	1,541,798	1,132,054	409,744
引当金繰入		24,764,865	294,964,560	270,199,695	
事業活動支出計(2)	6,904,809,017	7,311,866,320	407,057,303		
事業活動収支差額(3)=(1)-(2)		460,679,846	674,684,452	△214,004,606	
事業活動外収支の部	収入	受取利息配当金収入	0	0	0
		会計単位間繰入金収入	10,455,020	5,491,887	15,946,907
		経理区分間繰入金収入	1,513,094,071	790,838,864	722,255,207
		投資有価証券売却益(売却収入)	0	0	0
		有価証券売却益(売却収入)	0	0	0
	事業活動外収入計(4)	1,523,549,091	796,330,751	727,218,340	
	支出	経理区分間繰入金支出	1,513,094,071	790,838,864	722,255,207
		投資有価証券売却損(売却原価)	0	0	0
		有価証券売却損(売却原価)	0	0	0
		資産評価損	0	0	0
事業活動外支出計(5)	1,513,094,071	790,838,864	722,255,207		
事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)		10,455,020	5,491,887	4,963,133	
経常収支差額(7)=(3)+(6)		471,134,866	680,176,339	△209,041,471	
特別収支の部	収入	施設整備等補助金収入	695,905,096	296,869,200	399,035,896
		固定資産売却益(売却収入)	0	0	0
		国庫補助金等特別積立金取崩額	305,843,250	0	305,843,250
		特別収入計(8)	1,001,748,346	296,869,200	704,879,146
	支出	基本金組入額	0	0	0
		固定資産売却損・処分損(売却原価)	1,941,486	30,197,083	28,255,597
		国庫補助金等特別積立金積立額	995,907,800	219,071,406	776,836,394
特別支出計(9)	997,849,286	249,268,489	748,580,797		
特別収支差額(10)=(8)-(9)		3,899,060	△89,418,739	93,317,799	
当期活動収支差額(11)=(7)+(10)		475,033,926	1,043,660,672	568,626,746	
繰越活動収支差額	前期繰越活動収支差額(12)		1,484,260,096	1,021,369,637	462,890,459
	当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12)		1,959,294,022	2,065,030,309	△105,736,287
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	基本金組入額(15)		0	54,193,130	△54,193,130
	その他の積立金取崩額(16)		52,914,879	0	52,914,879
	その他の積立金積立額(17)		411,500,000	566,000,000	△154,500,000
次期繰越活動収支差額(18)=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)		1,600,708,901	1,485,364,140	115,344,761	

(2) 特別会計(公益事業特別会計及び収益事業特別会計)

【貸借対照表】

平成24年3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	180,438,851	流動負債	57,610,837
現金預金	128,951,673	短期運営資金借入金	10,392,269
未収金	31,983,183	未払金	33,465,001
立替金	272,826	預り金	6,719,292
前払金	838,900	前受金	7,034,275
短期貸付金	10,392,269	固定負債	0
仮払金	8,000,000	負債の部合計	57,610,837
その他流動資産		純資産の部	
固定資産	2,761,928	基本金	0
基本財産	0	国庫補助金等特別積立金	0
基本財産特定預金		その他の積立金	0
その他の固定資産	2,761,928	施設整備等積立金	0
		その他の積立金	0
構築物		次期繰越活動収支差額	125,589,942
機械及び装置		次期繰越活動収支差額	125,589,942
車両運搬具	59,492	(うち当期活動収支差額)	10,173,716
器具及び備品	2,321,146		
その他の積立預金			
その他の固定資産			
一括償却資産	381,290		
		純資産の部合計	125,589,942
資産の部合計	183,200,779	負債及び純資産の部合計	183,200,779

脚注

1 減価償却費の累計額

16,798,673円

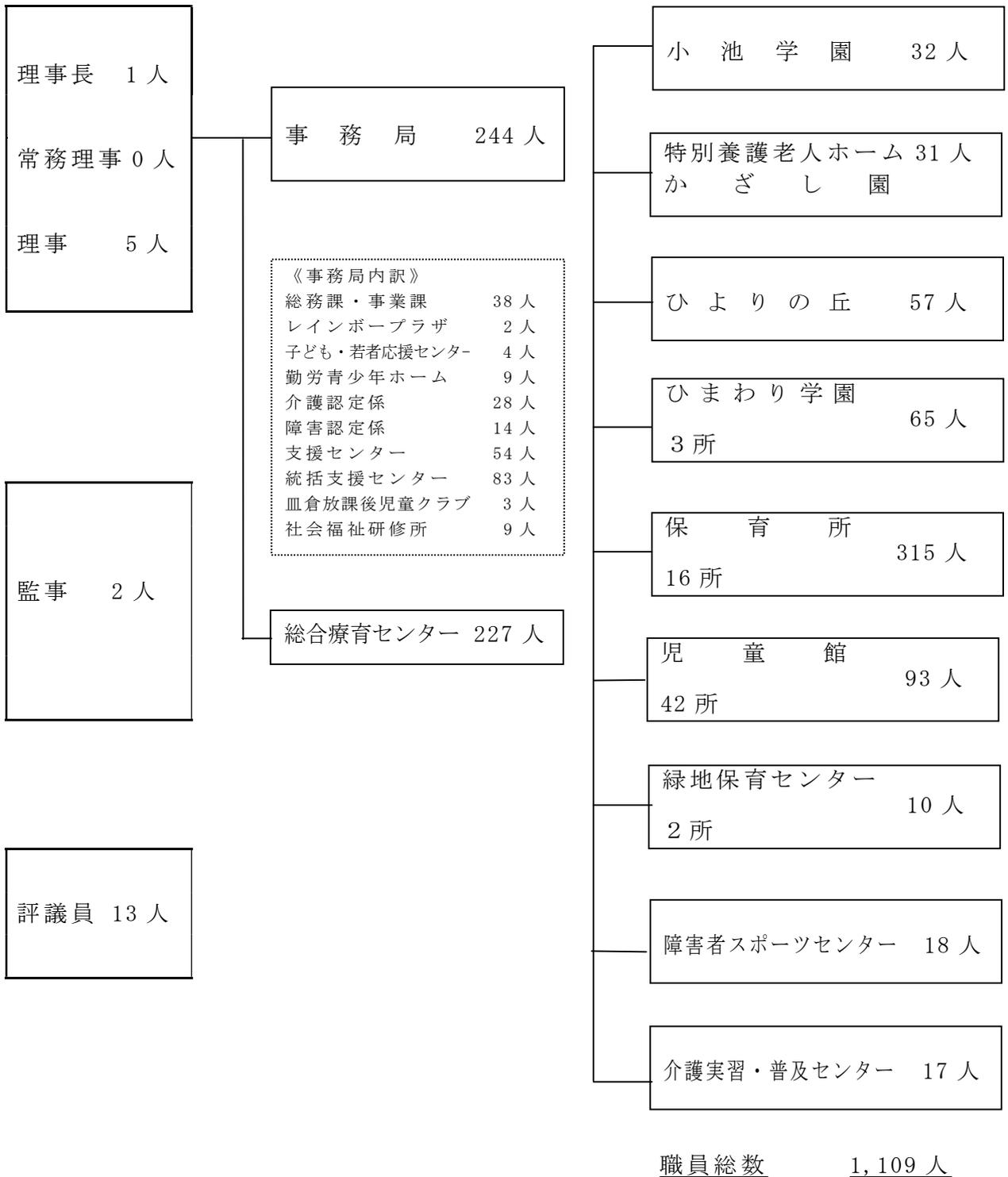
【収支計算書】

(単位：円)

勘定科目		平成23年度	平成22年度	増減	
事業活動収支の部	収入	事業収入	65,158,029	51,737,333	13,420,696
		会費収入	0	0	0
		経常経費補助金収入	373,116,686	227,898,738	145,217,948
		寄附金収入	0	0	0
		雑収入	15,650,616	15,254,488	396,128
		事業活動収入計(1)	453,925,331	295,592,421	158,332,910
	支出	人件費支出	249,972,510	148,478,077	101,494,433
		事務費支出	151,000,297	103,768,168	47,232,129
		事業費支出	30,113,844	28,819,778	1,294,066
		減価償却費	2,121,325	2,055,951	65,374
		借入金利息支出	0	0	0
事業活動支出計(2)		433,207,976	283,121,974	150,086,002	
事業活動収支差額(3)=(1)-(2)		20,717,355	12,470,447	8,246,908	
事業活動外収支の部	収入	受取利息配当金収入	0	0	0
		会計単位間繰入金収入	595,361	0	595,361
		経理区分間繰入金収入	0	0	0
		事業活動外収入計(4)	595,361	0	0
	支出	会計単位間繰入金支出	11,050,381	5,491,887	5,558,494
		事業活動外支出計(5)	11,050,381	5,491,887	
事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)		△10,455,020	△5,491,887	△4,963,133	
経常収支差額(7)=(3)+(6)		10,262,335	6,978,560	3,283,775	
特別収支の部	収入	施設整備等寄附金収入	0	0	0
		国庫補助金等特別積立金取崩額	0	0	0
		特別収入計(8)	0	0	0
	支出	固定資産売却損・処分損	88,619	1,071,872	
		国庫補助金等特別積立金積立額	0	0	0
特別収支差額(10)=(8)-(9)		△88,619	△1,071,872	983,253	
当期活動収支差額(11)=(7)+(10)		10,173,716	5,906,688	4,267,028	
繰越活動収支差額	前期繰越活動収支差額(12)		115,416,226	108,405,494	7,010,732
	当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12)		125,589,942	114,312,182	11,277,760
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	基本金組入額(15)		0	0	0
	その他の積立金取崩額(16)		0	0	0
	その他の積立金積立額(17)		0	0	0
	次期繰越活動収支差額(18) = (13)+(14)-(15)+(16)-(17)		125,539,942	114,312,182	11,277,760

図1 組織及び職員数

(平成24年9月30日現在)



(資料：福祉事業団)

北九州市監査委員	山 口 彰
同	廣 瀬 隆 明
同	日 野 雄 二
同	世 良 俊 明

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 山口 彰、同 大津 雅司（平成25年3月31日退任）、同 廣瀬 隆明（平成25年4月1日就任）、同 新上 健一（平成25年2月9日任期満了）、同 森 浩明（同前）、同 日野 雄二（平成25年3月29日就任）、同 世良 俊明（同前）により行った。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている保健福祉局所管団体のうち、次の2団体を抽出し、平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年9月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（平成24年9月30日現在、単位：千円）

補助金等交付 団 体 名	補助金等の名称	24年度 交付決定額	23年度 交付決定額	所管課
社会福祉法人 北九州市 社会福祉協議会	社会福祉協議会補助	233,070	231,585	保健福祉局 いのちをつなぐ ネットワーク 推進課
	民間社会福祉事業 従事者共済事業補助	22,316	22,036	
	ボランティア活動 推進事業	38,687	37,294	
北九州市 地域福祉振興協会	北九州市地域福祉 振興事業補助金	63,000	59,007	

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている保健福祉局所管の指定管理者のうち、次の2団体を抽出し、平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年9月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会	八幡障害者 地域活動センター	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	保健福祉局 障害福祉課
社会福祉法人 あすなる学園	門司障害者 地域活動センター	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成24年10月9日から平成25年4月12日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

北九州市監査委員	山	口	彰
同	廣	瀬	隆
同	日	野	雄
同	世	良	俊
			明

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査

2 措置を講じた局

財政局

3 監査の期間

平成24年7月27日から平成24年11月15日まで

4 監査公表の時期

平成25年2月8日（平成25年監査公表第7号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 財政局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 市税賦課事務 (ア) 固定資産税及び都市計画税の返還金について (東部市税事務所固定資産税課、西部市税事務所固定資産税課) 納税者の経済的不利益を補てんし、税務行政に対する信頼を確保する観点から、市では固定資産税及び都市計画税に係る過誤納金のうち、地方税の規定により還付ができない過誤納金相当額(以下「還付不能金」という。)及びこれに係る利息相当額(以下、これらを「返還金」という。)について、申し出があった日から10年間遡った日の属する年度以降分を返還しているところである。 平成23年度分の返還金について見たところ、一定金額以下の還付不能金のため利息相当額を加算する必要がなかったものや、還付不能金額の計算に際して相当税額の計算誤りにより返還金額が不足しているものなど、不適正な事例が見受けられた。 固定資産税・都市計画税に係る過誤納金返還事務取扱要領によれば、一区分年度で2千円未満の還付不能金には利息相当額の計算をしないこと、また、還付不能金額を求める際の相当税額は課税標準額に税率を乗じることとされている。 適正な事務の執行をされたい。</p>	<p>(東部市税事務所固定資産税課) 1 指摘に沿った改善是正 指摘された点については、適正に計算を行い、平成24年11月19日に過払い分利息相当額を返還いただいた。 2 制度面での恒久的措置 今後、同様の間違いが生じないように、平成24年11月8日に「利息相当額算出表及び返還金対象物件一覧表」の様式変更並びに対象物件ごとの相当税額及び相当税額の集計の自動計算化等の改修を行った。 3 職員への周知 平成24年11月12日に課内全職員に対して、今回の指摘事項及び様式変更並びに「固定資産税・都市計画税に係る過誤納金返還事務取扱要領」に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。</p> <p>(西部市税事務所固定資産税課) 1 指摘に沿った改善是正 指摘された点については、適正に計算を行い、平成24年10月10日及び10月17日に不足していた返還金額を返還した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
(ア 市税賦課事務つづき)	<p>2 制度面での恒久的措置 今後、同様の間違いが生じないように、平成24年11月8日に「利息相当額算出表及び返還金対象物件一覧表」の様式変更並びに対象物件ごとの相当税額及び相当税額の集計の自動計算化等の改修を行った。</p> <p>3 職員への周知 平成24年12月の事務改善会議で課内全職員に対して、今回の指摘事項及び様式変更並びに「固定資産税・都市計画税に係る過誤納金返還事務取扱要領」に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ 契約事務 (ア) 委託契約事務について (財産活用推進課)</p> <p>委託契約事務において、①委託業務終了後に契約に係る事務処理を行っていたもの、②支出の算定基礎となる対象面積が誤っているため支出金額が誤っていたもの、③委託契約で定められた算定方法を用いていないため、支出金額が誤っていたもの等、一部に不適正な事務処理が認められた。</p> <p>事後契約や支出金額の誤りは、それ自体がずさんな事務処理であるばかりでなく、紛争や更なる法令違反につながる恐れもある。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[指摘内容①について]</p> <p>委託契約について、「市委託業務要綱」及び「業務委託契約事務の手引き」をもとに財産活用推進課内の各支出担当者に対して、適正な事務処理を行うことについて、再確認をするなど周知を図った。</p> <p>[指摘内容②及び③について]</p> <p>支出金額の算定にあたっては、改めて、手計算や複数職員によるチェックを行うなど誤りがないよう徹底することとした。</p> <p>なお、支出金額の誤りについて、法令等に沿って、適正に処理を行った。</p> <p>また、今後、同様な誤りが生じないように、研修資料を作成し、課内全員にも周知徹底を図った。</p> <p>(平成24年10月5日実施)</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ウ 財産管理事務 (ア) 普通財産貸付について (財産活用推進課)</p> <p>普通財産貸付料について、①一時貸付に伴う貸付料の算定において、算定上生じた1円未満の端数処理方法を誤ったため、適正な貸付料となっていないもの、②納付期日について年をもって貸付料を定めたもので1期分の納付期日が1ヶ月遅れていたもの、また、一時貸付料の納付期日を契約締結後、2週間程度経過した日に定めていたものがあつた。</p> <p>市公有財産管理規則及び財産活用推進課が作成した公有財産管理の手引によれば、普通財産の一時貸付料を算定するにあたっては、計算毎に1円未満の端数を切り捨てたうえで貸付料を算定することとされている。また、納付期日については、年をもって定めたものについては、1年を4期に分け、1期分は5月15日、2期分は8月15日、3期分は11月15日、4期分は翌年2月15日までと納付期日が定められ、日をもって定めたものについては、契約締結の時とされている。</p> <p>財産活用推進課は、公有財産の管理を指導し、総括する部署であることから、より適正な事務処理をされたい。</p>	<p>財産活用推進課は公有財産の管理を指導し、総括する部署であることから、より適正な事務処理を行うよう、研修資料を作成し、以下のとおり、課内全員に対して周知徹底を行った。 (平成24年10月5日実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付料の算定にあたっては、手計算や複数職員によるチェックを行うなど誤りがないよう留意する。 ・納付期日については、「市公有財産管理規則」及び「公有財産管理の手引き」のとおり原則を遵守するが、規則等に定める期日設定が困難な場合には、特例を設ける旨を個々の起案文中に記載し、併せて決裁をとることとする。 <p>なお、今回の監査結果について、平成25年3月1日の財政局内幹部会において説明するとともに、平成25年3月15日に、局内各課に対して、「契約事務の適正な実施について」の通知を行い、再発防止に向けて適正な事務処理を行うよう指導徹底を図つた。</p>

北九州市監査委員	山	口	彰
同	廣	瀬	隆
同	日	野	雄
同	世	良	俊
			明

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 措置を講じた団体

北九州市土地開発公社

3 監査の期間

平成24年7月27日から平成24年11月15日まで

4 監査公表の時期

平成25年2月8日（平成25年監査公表第8号）

5 監査の結果に基づく措置状況

北九州市土地開発公社

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 契約事務について</p> <p>契約事務において、①予定価格を積算していないもの、②予定価格を積算せずに参考見積の金額を予定金額としているもの、③見積書を徴していないものがあつた。</p> <p>市土地開発公社経理規程において例によることとされている市契約規則及び市委託業務要綱では、予定価格をあらかじめ定めなければならない、その予定価格の設定に当たっては、経済的な数量、時間、経費等の把握に努め、客観的かつ適正に積算を行わなければならないとされている。また、随意契約の方法により契約するときは、見積書を徴するものとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘のあつた「①予定価格を積算していないもの」「②予定価格を積算せずに参考見積の金額を予定金額としているもの」「③見積書を徴していないもの」について、再発防止のため、今後は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 必ず見積書を徴し、設定根拠を明確にすること 2 業者数社から参考見積書を徴して、経費の妥当性を検証するなどの方法により、適正な予定価格を設定すること 3 予定価格設定のための参考見積書と本見積書を混同しないように、内容を十分確認すること <p>以上について、平成24年9月26日に担当職員に対して周知徹底を図つた。</p> <p>また、市の契約事務要領等に変更が生じた場合には、その内容について、職員への周知徹底を図る。</p> <p>今後、委託契約の締結にあたっては、「公社経理規程」、「市業務委託契約事務の手引き」等に基づき、必要な書類の添付を確実にを行うなど組織的にチェックを行い、契約事務を適正に行う。</p>

北九州市監査委員	山	口	彰
同	廣	瀬	隆
同	日	野	雄
同	世	良	俊
			明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 山口 彰、同 大津 雅司（平成25年3月31日退任）、同 廣瀬 隆明（平成25年4月1日就任）、同 新上 健一（平成25年2月9日任期満了）、同 森 浩明（同前）、同 日野 雄二（平成25年3月29日就任）、同 世良 俊明（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、上下水道局の平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年12月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成25年2月4日から平成25年4月26日まで

4 監査の結果

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

(1) 収入事務

ア 水道用地の貸付料における消費税の取扱いについて

(経営企画課・広域事業課)

水道用地の貸付けにおいて、舗装、駐車区画の線引き、車止め、フェンス等駐車場としての整備をしているものについて貸付料を非課税としていた。

消費税法施行令では、駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合は課税取引となるとされている。

適正な事務処理をされたい。

イ 駐車場収入に係る消費税の取扱いについて

(経営企画課、下水道計画課)

駐車場事業を行うことを目的とした土地の貸付けにおいて、貸付料は、駐車場事業収入から運営に要した費用を減じた額を収納する契約となっているものについて、消費税法上の非課税取引としていた。

消費税法では土地の貸付けは非課税とされているが、駐車場事業を行うことを目的として貸し付けた上で、相手方に駐車場設備の減価償却費相当額を含む必要経費を減じた差額を駐車場収入として納入させる契約は、課税取引に該当する可能性がある。

ついては、現在の契約において、非課税取引のままではどうか課税取引とすべきか、検討等をされたい。

ウ 水洗便所改造資金貸付金回収について

(下水道計画課)

水洗便所改造資金貸付金回収事務において、①分割納付を申し出た債務者に対して、納付書が送付されていないもの、②全く返済のない債務者に対して、法的手続きがとられていないなど債権管理における事務処理が適切に行われていないものがあった。

市の債権が回収されるための適切な取り組みが行われるよう、適正な事務処理をされたい。

(2) 支出事務

ア 建設改良工事について

(計画課)

資本的支出となる建設改良工事の付帯費用で、工事が完成し、供用開始されているにもかかわらず、①固定資産の取得費用として計上されず、②次年度において、収益的支出である特別損失（過年度修正損）で処理されているものがあつた。

市上下水道局会計規程では、建設改良工事が完成したときは速やかに工事費の精算を行い、固定資産の当該科目に振り替えなければならないと規定されている。また、地方公営企業法施行令では、資本取引と損益取引とを明確に区分しなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

イ 北九州市海外水ビジネス推進協議会の経理事務の処理について

(海外事業課)

北九州市海外水ビジネス推進協議会（以下「推進協議会」という。）の経理事務の処理について、処理の根拠となるべき規程等が定まっていなため、明確な基準による事務処理がなされていなかった。

推進協議会の運営要綱では、経理事務等の規定の定めがなく、協議会に必要な事項は別途定めることとなっている。

上下水道局においては、負担金を支出している立場から、推進協議会に対して、経理処理について、処理の根拠となるべき規程等を定め、明確な基準により事務処理を行うよう指導されたい。

北九州市監査委員	山口	彰
同	廣瀬	隆明
同	日野	雄二
同	世良	俊明

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 山口 彰、同 大津 雅司（平成25年3月31日退任）、同 廣瀬 隆明（平成25年4月1日就任）、同 新上 健一（平成25年2月9日任期満了）、同 森 浩明（同前）、同 日野 雄二（平成25年3月29日就任）、同 世良 俊明（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている上下水道局所管団体のうち、次の団体を抽出し、平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年12月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（単位：千円）

補助金等交付団体名	補助金等の名称	24年度 交付額	23年度 交付額	所管課
北九州市海外水ビジネス推進協議会	北九州市海外水ビジネス推進協議会運営に係る負担金	29,250 (29,250)	13,448	上下水道局 海外事業課

※24年度交付額（ ）は、平成24年度交付決定額。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成25年2月4日から平成25年4月26日まで

4 監査の結果

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

(1) 経理事務の処理について

北九州市海外水ビジネス推進協議会（以下「推進協議会」という。）の経理事務の処理について、処理の根拠となるべき規程等が定まっていなため、明確な基準による事務処理がなされていなかった。

推進協議会の運営要綱では、経理事務等の規定の定めがなく、協議会に必要な事項は別途定めることとなっている。

経理処理について、処理の根拠となるべき規程等を定め、明確な基準により執行されたい。

平成25年6月28日

北九州市監査委員	山	口	彰
同	廣	瀬	隆
同	日	野	雄
同	世	良	俊

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

行政監査

(テーマ：市が事務局となっている任意団体の事務について)

2 監査の対象

平成22年度及び平成23年度に市が事務局となっている団体で市職員が行った事務

※平成23年度については、平成23年5月31日までを対象とする。

3 監査の期間

平成23年6月から平成25年2月まで

4 監査公表の時期

平成25年2月20日(平成25年監査公表第15号)

5 監査の結果に係る措置状況報告書

監査の結果	措置状況
<p>1 市が団体の事務局となっていることが適当でないもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>団体名：門司区介護サービス事業者 連絡会 所管課：門司区役所 保健福祉課</p> </div> <p>介護保険制度では、事業者は、高齢者等の要介護者（利用者）に対して必要なサービスを提供しており、そのサービスに関する苦情については、事業者及び利用者の当事者間で解決すべきものであるが、各区役所保健福祉課でも必要な助言をするなど苦情の窓口となっている。</p> <p>各区役所には、利用者、事業者に対し中立的な立場で公正な対応が求められるため、門司区役所保健福祉課が、一方の当事者である連絡会の事務局となっているのは適当でなく、当連絡会の会員となっている事業者に事務局を移管するのが望ましい。</p>	<p>監査結果の公表後、連絡会役員会において監査結果について説明し、事務局の移管について協議した。</p> <p>その後、連絡会全体会において、会員の理解を得たところである。</p> <p>今後、5月の総会で事務局の移管について正式に決定し、指摘事項の是正を図ることとしている。</p>
<p>2 事務局及び経理事務処理に関する規程の整備を図るべきもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>団体名：門司区介護サービス事業者 連絡会 所管課：門司区役所 保健福祉課</p> </div> <p>事務局や経理事務処理に関する規程については、規約・会則に比べ定められていない団体が多く、また、定められていても、必要な項目がない等不十分な規程が見受けられ、このような団体では、慣例や裁量による運用、事務処理を行っている。</p> <p>役割分担や権限を明確にし、事務処理上のミスやトラブルを防ぐために</p>	<p>上記事務局の移管にあわせて、当該規程の整備（是正）を図る。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>も、事務局及び経理事務処理に関する規程整備が必要である。</p> <p>上記団体には、規程は整備されているが、組織、職務、契約及び現金の管理に関する項目について規定がないので整備されたい。</p>	